令和5年2月28日

1. 出席議員

1番	中	島	信	二		12番	服	部	良	_
2番	高	Щ	正	信		13番	大	坪	久美	()
3番	青	木		勉		14番	寺	尾	高	良
4番	JII	П	堅	志		15番	栗	原	吉	平
5番	橋	本	正	敏		16番	三	角	真	弓
6番	田	中	栄	_		17番	森		茂	生
7番	堤		康	幸		18番	栗	Щ	徹	雄
8番	高	橋	信	広		20番	Ш	П	誠	\equiv
10番	牛	島	孝	之		21番	松	﨑	辰	義
11番	萩	尾		洋		22番	角	田	恵	_

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長補佐
 檀
 公
 彦

 事務局参事補佐兼次長
 樋
 口
 安
 澄

 書
 記
 中
 園
 弘
 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

三田村 統 之 市 長 副 市 長 松崎 賢 明 副 市 長 松 尾一秋 教 育 長 橋 本 吉 史 総 務 部 長 原 亮 一 稔 郎 企 画 部 長 石 井 市民部長 牛 島 憲治 健康福祉部長 智 子 坂 田 建設経済部長 若 信嘉 杉 教 育 部 長 平 武 文 勲 務課長 総 秋 Щ 財 政 課 長 田 中 和己 防災安全課長 毛 利 昭 夫 企画政策課長 隈 本 興 樹 巣 雅彦 定住対策課長 高 企業誘致課長 橋 本 秀 樹 環境課長 信 輝 石 橋 福祉課長 遠 藤 宏樹 子育て支援課長 聡 末 﨑 健康推進課長 馬 場 浩義 介護長寿課長 栗 山 哲 也 建設課長 轟 研 作 農業振興課長 松 藤 洋 治 林業振興課長 月 足 和 憲 第一整備室長 木 村 孝 第二整備室長 堤 辰 幸 上下水道局長 原 寿 之 学校教育課長 郷 田純一 黒木支所長 松本伸一

議事日程第3号

令和5年2月28日(火) 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高山正信議員
- 2 服 部 良 一 議員
- 3 青木 勉議員
- 4 森 茂 生 議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

〇議長 (角田恵一君)

皆様おはようございます。一般質問2日目でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

お知らせいたします。高山正信議員、森茂生議員要求の資料及び服部良一議員提出の資料をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信して おりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

〇議長(角田恵一君)

日程第1.一般質問を行います。

順次質問を許します。2番高山正信議員の質問を許します。

〇2番(高山正信君)

皆様おはようございます。2番高山正信でございます。傍聴にお越しの皆様にはお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。改選前、最後の一般質問となります。本日は、今後の活動において私がしっかりと取り組んでいきたいと考える政策について大きく4点質問いたします。

まず、1点目が子育てについて、2点目が高齢者支援について、3点目が災害に強いまち 創りについて、4点目が農業についてでございます。

今日はちょっと花粉症で声が聞きづらいところがあるかと思いますが、最後までよろしく お願いします。

詳細につきましては、質問席にて質問いたします。

〇市長 (三田村統之君)

おはようございます。お疲れさまでございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願い を申し上げます。

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、子育てについて並びに少子化対策についてでございます。

少子化問題につきましては、八女市のみならず我が国の社会的な課題となっており、その 対策について、現在、議論が進められているところでございます。安心して子どもを産み育 てられる地域をつくるためには、子育てに必要となる経済的負担の軽減を図るとともに、子 育てを包括的に支援するため、サポート体制の充実を図っていくことが必要であります。本 市においても安心して子育てができる環境をつくっていくことが少子化対策につながるもの と考えております。

次に、ひとり親家庭についてでございます。

ひとり親家庭につきましては、特に母子家庭において、経済的困窮の割合が高いと言われております。児童扶養手当やひとり親家庭等医療など日々の生活に必要な制度に加え、就労の確保など安定した生活基盤の維持に必要な支援も重要だと考えております。

次に、女性の職場復帰・再就職支援についてでございます。

近年では、働き方改革により育児休業制度等の充実が図られ、多くの職場で職場復帰ができる環境が整ってきております。女性の再就職支援につきましては、引き続き県が開設している福岡県子育て女性就職支援センター等と連携をしてまいりたいと考えております。

次に、高齢者支援についてでございます。

高齢者の独居及び高齢者二人世帯の動向についての御質問でございます。

令和4年12月末日現在の一人暮らし高齢者世帯は5,244世帯、高齢者のみ世帯については3,787世帯となっています。高齢者世帯数は増加傾向にありますが、全世帯に占める割合は横ばい状態となっております。

次に、介護認定者の施設入所の現状についてでございます。

令和4年12月末日現在の介護認定者は4,220人であり、そのうち施設入所者は1,104人で、約4人に1人が施設に入所されています。

次に、健康・長寿のまち創りについてでございます。

本市では、八女市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでいます。今後も引き続き保健、医療、介護及び福祉関係者等と協働して高齢者支援に努めます。

災害に強いまち創りについてでございます。

災害時の迂回路整備についてでございます。

災害発生時の道路は最も重要なインフラの一つで市民生活への影響も大きいことから、通行止めになった場合、安全に通行できる迂回路が必要になります。災害発生時に想定される 迂回路となる道路につきましては、日頃から道路状況を把握するとともに、地域との情報共 有を図り、関係機関と連携しながら道路の維持、整備に努めています。

次に、公共施設を含めた避難所の整備についてでございます。

災害時における避難所につきましては、その施設の整備状況や収容人数、避難経路などを総合的に勘案して決定しています。市が開設する指定避難所は、小中学校の屋内運動場など、一定数の避難者を収容できる公共施設を指定しています。避難の際、避難者が必要とされる物品は避難者自身で御準備いただくことを基本とした上で、必要な備蓄品につきましては、各避難所に食料備蓄品や簡易な寝具類、発電機などを準備しております。

また、そのほかの避難所としては、指定避難所以外の公共施設等において自主的に運営する避難所を設けております。

そのほか、天候や災害の状況、種類に応じて、各行政区や自治会で地域の避難所も開設していただくよう協力をお願いしております。

次に、放置竹林等による災害対応についてでございます。

森林は、雨水を蓄えきれいにしたり、山が崩れるのを防ぐ機能など、様々な機能を有しています。

しかしながら、放置された荒廃竹林の根が周囲の森林に侵入する森林の荒廃化が問題となっており、森林の多面的機能の発揮に支障を生じることも懸念されています。

このようなことから、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、災害に強い森林づくりを推進するため、竹林の保全と荒廃竹林の拡大防止事業並びに荒廃森林の再生・整備事業に取り組んでいます。

次に、農業についてでございます。

八女市の農業の現状についてでございます。

本市の農業の現状につきましては、農林水産省統計資料2020農林業センサスでは、総農家数は3,614戸で、2015年の総農家数4,796戸と比較すると25%の減少となっており、後継者対

策が課題となっております。

また、農家数の減少に伴い、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策等の取組が課題となっております。

次に、担い手の確保についてでございます。

担い手の確保につきましては、八女市、JA及び普及センターで構成する八女市担い手協議会に専門の相談員を配置し、就農希望者の様々な相談に対応しております。その中で、国の補助事業や八女市独自の支援策など情報を提供し、また、関係機関と連携しながら、技術習得などの研修、研修後の経営発展に向けた取組、就農に向けた空き農地などの確保など、様々な支援により担い手の確保に努めております。

次に、耕作放棄地対策や優良作物等への転換など、どのように考えているかというお尋ね でございます。

耕作放棄地対策につきましては、農地パトロールによる地域巡回を行い、耕作放棄地の把握に努めております。また、再生利用が可能な農地につきましては、受け手の掘り起こしや所有者へ草刈り等の適正管理の指導を行うなど、耕作放棄地の拡大防止に努めております。

優良作物等への転換につきましては、八女市、JA及び普及センター等で構成する八女地域農業振興推進協議会を中心として、農業経営の形態や栽培条件に適応した品目振興を図っております。特に中山間地域におきましては、中山間地振興部会を中心に新たな品目導入に向けた調査研究を継続してまいります。

次に、生産性の向上についてでございます。

生産性の向上につきましては、安定的な農業経営の確立はもとより、産地の維持発展のためにも重要な課題であると認識をしております。特に農業生産条件の整備につきましては、 国県補助事業等の活用により農家負担の軽減を図るとともに、生産性や品質の向上を目指してまいります。今後も関係機関と連携しながら、生産性の高い産地形成に努めてまいります。 以上、御答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

〇2番(高山正信君)

まず、子育でについてですが、その中で少子化対策についてお伺いしたいんですが、少子化の進行、そして、その加速は極めて危機的なものであり、社会に大きな影響を与えるものであります。婚姻数減少の背景には、出会いの機会が減っているということだけでなく、結婚イコール出産、子育でを考えない思想や、若い世代が経済的に苦しい状況にあること、さらには、将来の育児の負担や仕事と子育での両立に対する不安の高まりがあるのではないでしょうか。こうした不安を解消し、市民が結婚、妊娠、出産、子育でに希望を見いだせるような社会をつくることが必要であり、社会全体で安心して子どもを産み育でていく環境を整えていかなければならないと思っているのですが、そのためには出生数を増やす必要がある

のですが、その一方で、妊娠していても流産や死産を繰り返す不育症の方が、厚生労働省で は毎年3万人が発症していると推計されています。

そこで、お聞きしたいのですが、不育症、不妊治療に関する検査、治療費の支援の現状と 今後どのように考えているのか、お伺いします。

〇健康推進課長 (馬場浩義君)

お答えいたします。

流産や死産を繰り返す、いわゆる不育症の支援の現状につきましては、現在、福岡県におきまして相談窓口を設置しておりますほか、検査及び治療の費用、この一部を助成する事業を実施されておるところです。

また、不妊治療に関する検査、治療費の支援の現状につきましては、令和4年4月から不 妊治療が保険適用になったことに伴いまして、それまで行っていた助成制度は、福岡県及び 八女市におきましても、令和3年度をもって終了しております。

令和4年度におきましては、福岡県が経過措置として行っております特定不妊治療に対する助成事業におきまして、八女市におきましても、県の助成額に上限を50千円としまして上乗せする事業を独自で行って支援しているところでございます。

不育症、不妊治療に関する今後の対応につきましては、国、福岡県、この動向に注視しまして、不妊治療に関する保険適用後の状況等を踏まえながら、研究調査等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

この不育症の治療にしても多額な費用が治療のハードルを上げているという現状があると 伺っていますので、しっかりと支援のほうをお願いしたいのですが、あわせて、出産後は心 身の不調や不安があり、母子に対する心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てで きる環境を整えることが大切だと思うのですが、そこで、お伺いしますが、今後、産後ケア の充実を図っていく必要があると思うのですが、八女市の対応はどのように考えてあるのか、 お伺いします。

〇子育て支援課長(末崎 聡君)

お答えいたします。

八女市における産後ケアの取組についてという御質問でございますけれども、近年、核家 族化や共働き世帯が増加していることに伴いまして、妊産婦の方の中には孤立感であったり、 育児不安を感じている人が増えていると言われております。

妊産婦の方の育児サポートや相談機会の充実につきましては、より重要な課題と考えておりまして、現在、八女市におきましては、産後の育児不安や心身の不調の改善を目的とした

産婦人科によります宿泊、日帰り、訪問が利用できます産後ケアに取り組んでいるところで ございます。

また、新規事業といたしまして、本定例会に上程をさせていただいておりますが、妊娠期から出生後の低年齢期の育児に寄り添った伴走型相談支援と、また、経済的支援を一体的に 実施いたしますやめっこ未来応援金事業にも新たに取り組みたいと考えております。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

産後の心身の不調や育児不安がある産婦をサポートするためには、アウトリーチ型や宿泊型による産後ケア事業の実施は大変重要であると思っていますので、県としっかり連携していただいて支援のほうをお願いしたいと思います。

次に、ひとり親家庭についてですが、ひとり親家庭はどうしても子育てと生計の維持を1人で担っていることから、貧困状態にある家庭は増加し、現在はかなりの割合で困窮している家庭が存在しているということです。母子家庭、父子家庭ともに子育てしながら能力を生かし、生活しやすい環境を社会全体でつくり上げることが重要だと思っていますが、そこで、お伺いしたいんですが、ひとり親家庭の推移はどのように把握してあるのか、お伺いします。

〇子育て支援課長(末崎 聡君)

ひとり親世帯の実数につきましては、その調査の基となる定義によりまして件数も若干異なってはまいりますけれども、例えば、国勢調査の中で母子・父子世帯数の調査がありますし、厚生労働省が実施をしております全国ひとり親世帯等調査がございます。

市長の答弁の中にもございましたように、経済的困窮の割合が高い世帯に対する支援の重要性を考えますと、児童扶養手当の受給件数の推移には注意する必要があると考えております。

八女市におきましては、児童扶養手当の受給件数の推移を見ますと、平成27年が647世帯、これから減少傾向にございましたけれども、令和元年から微増傾向にございまして、令和5年1月現在では651世帯となっているところでございます。

以上でございます。

○2番(高山正信君)

誰一人取り残されることがない八女市になるためには、支援制度があっても認知されていない、あとは時間が取れず手続ができないといった世帯も多いとのことです。支援を広く届けるためには、その支援から漏れるひとり親家庭がないように配慮することが大切だと思っております。

そこで、お伺いしたいんですが、市が行っている子育て支援のうち、ひとり親家庭を対象 とした生活支援はどのようなものがあるのか、お伺いします。

〇子育て支援課長(末崎 聡君)

お答えいたします。

まず、市の独自事業ではございませんけれども、ひとり親家庭につきましては、児童扶養 手当によります経済的支援でありますとか、ひとり親家庭等医療などの公的扶助につきまし ては、ひとり親世帯にとって大変重要なセーフティーネットでございますので、継続的な制 度の運用が必要と考えております。

また、八女市におきましては、令和元年度以降、コロナ禍で影響を受けました家計支援を 行うために、ひとり親世帯応援金を国の子育て世帯生活支援特別給付金と併せて、八女市独 自で給付を行ってきているところでございます。

また、ひとり親世帯が持続的に安定した生活を築いていくためには就労に対する支援も必要でございますので、現在、ひとり親家庭の自立支援給付事業にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

先ほども申し上げたんですが、誰一人取り残さない政策の策定をお願いしまして、次に移 らせていただきます。

次は、女性の職場復帰・再就職支援についてですが、出産・育児期も継続して働き続ける 女性が増えてきましたが、出産などを機に離職する女性は依然として多い状況にあると認識 しております。そのような女性の中には、育児が一段落した後、育児と仕事が両立できる範 囲で再び働き始めたいと希望する人も多くおられます。しかし、離職期間が長期にわたると、 再び仕事ができるかという不安を感じて一歩を踏み出せなかったり、育児との両立のために 勤務地や勤務時間などの就業状況や希望職種が限定的だったりすることで再就職することが 困難な状況も見られております。

少子高齢化が進む中、人口の減少とともに生産年齢人口が大きく減少していくことが予測 されていますので、このような女性が再就職できるように支援していくことは、女性の活躍 推進、また、労働力の確保の観点からも今後一層重要になってくると思うのですが、そこで、 お伺いしたいんですが、八女市では現在、女性の職場復帰・再就職支援に対して具体的にど のような取組をされているのか、お伺いします。

〇企業誘致課長(橋本秀樹君)

御説明いたします。

市として女性に特化した相談窓口等というのは開設いたしておりませんけれども、県の子育て女性就職支援センターというところが、就職相談、それから、就職に役立つセミナーの開催、仕事のあっせんなどを、専門のコーディネーターを置いてワンストップで行っており

ますので、問合せ等があれば、そちらを紹介しているところでございます。

また、市のホームページでもこのセンターの事業を紹介したりですとか、センター事業の チラシを各支所のほうに配架して周知に努めているところでございます。 以上です。

〇2番(高山正信君)

特にこの八女市においては結婚、出産を機に離職される方が多いのではないかと思っているんですが、厚生労働省の調査結果では、再就職前に不安があった人の不安の内容を見ると、子育てと両立できるかが約8割、仕事についていけるか、職場の人とうまくやっていけるかが約6割ということですが、実際に働いてみると、これらのことについて心配がなかったという割合が4割弱となっているということです。こうした心配を取り除いていくことが再就職への一歩を後押しすることにつながると思いますので、今後とも支援のほうをよろしくお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、高齢者支援についてでございますが、高齢者の独居及び高齢者二人世帯の動 向についてでございます。

頂いた資料によりますと、令和4年においては独居高齢者世帯が5,244人で全体の20.4%、独居高齢者世帯と高齢者のみの世帯を合わせますと9,031人で、全世帯数の35.1%と非常に高い数字となっているのですが、そのような状況の中で、お伺いしたいんですが、高齢者緊急通報システムなどの取組を行っておられますが、今後さらにニーズが拡大することは明らかであります。単身高齢者世帯増加に対処するための包括的な政策が強く求められると思うんですが、市の認識とこれからの取組をどのように考えているのかをお伺いします。

〇介護長寿課長 (栗山哲也君)

御説明いたします。

八女市の高齢者人口につきましては、議員の資料のとおりでございますけれども――これは世帯数ですね。失礼しました。

八女市の高齢者人口につきましては、令和4年2月をピークに緩やかに減少しているような状況にございます。独り暮らし高齢者の世帯につきましては、資料のとおり増加している状況の中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるような支援が必要であるということは認識しております。これからも医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を包括的に確保する地域包括ケアシステムのさらなる推進、深化が必要だということで認識しております。

以上です。

〇2番(高山正信君)

先ほども申し上げたんですが、これだけの独居の高齢者世帯、高齢者のみの世帯がおられ

る中で、次の介護認定の施設入所の状況についてですが、市長答弁にもありましたが、介護 認定者が4,220人であり、そのうち1,104人が施設に入所されているということですが、その 中で、小規模多機能型やグループホームの入所状況及び特別養護老人ホームの入所状況がど うなっているのかをお伺いします。

〇介護長寿課長 (栗山哲也君)

御説明いたします。

令和4年12月末日現在の資料を基に各施設の入所者数を申し上げます。

特別養護老人ホームに入所されてある方が481人、介護老人保健施設に入所されてある方が281人、介護医療院に入所の方が42人、それから、グループホームに入所されてある方が219人、このほか、特定施設入居者生活介護の入居者の方が81人で、施設入所者の総数、今申し上げたものを合計しますと1,104人という状況になります。

以上です。

〇2番(高山正信君)

介護認定の区分もあるかと思うんですが、介護認定者が4,220人おられる現状で、入所希望者の方はみんな入所できているのかをお伺いします。

〇介護長寿課長 (栗山哲也君)

お答えいたします。

直近の数字を持ち合わせておりませんけれども、昨年、特別養護老人ホームに聞き取り調査を行ったものがございますので、そちらを申し上げますが、入所希望の待機の方は、1つの施設に限らず、幾つも特別養護老人ホームはございますので、同じ方が幾つか希望を別の施設に出されるということもありますが、そういった重複の申込者、この方をカウントいたしますと、延べ250人ほどが待機中であるということを聞いております。

待機の方につきましては、担当の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーですが、その 方が支援に当たることになりますけれども、当然そういった方の支援によりまして、入院さ されてある方とか、有料老人ホームに入所されてある方、もしくは介護サービスを受けなが ら御自宅にいらっしゃる方という形でケアマネジャーが支援しているものと認識しておりま す。

以上です。

〇2番(高山正信君)

今、延べ人数で約250名程度の方が空き待ちとのことですが、入所待ちの家族の介護の負担も大きいものがあると思うんです。そこで、お聞きしますが、八女市には国民年金の方もたくさんおられる中、特別養護老人ホームよりも小規模多機能型やグループホームは金銭的に負担が大きいと思うんですが、今後どのように考えてあるのか、お伺いします。

〇介護長寿課長 (栗山哲也君)

御説明いたします。

第8期の介護保険事業計画、今進行中の計画でございますけれども、こちらの計画では、 高齢者の方が住み慣れた地域で過ごしていただけるように、小規模多機能型の居宅介護支援 事業所の未整備地区、八女東部のほうが未整備がございますけれども、こういったところの 整備を推進しているところでございます。

おっしゃるように、サービス利用の負担が多い方をどんなふうに支援するかということにつきましては、サービスの利用料の負担軽減につきまして、一月のサービス利用額がある一定額を超えた場合には、その超えた額を給付する高額介護サービス費の請求をすることができます。

また、低所得者の方が施設利用が困難にならないように、申請によりサービス利用額を保険給付する負担限度額認定制度、こういったものもございますので、そういったものの御利用を即支援しているところでございます。

さらに、在宅での生活支援の充実を図って、住み慣れた地域で安心して生活していただけるように、先ほども申し上げましたけど、地域包括ケアシステムの推進を努めていきたいということで考えております。

以上です。

〇2番(高山正信君)

今後ますます高齢者の方が多くなられる中で、いろいろな規制もあるかとは思うのですが、 このような施設の拡充、また、自宅での介護をされる家族に対してもしっかりと支援を要望 して、次に行かせていただきます。

続きまして、健康・長寿のまち創りについてですが、この八女市においてもスポーツ・健康づくり都市宣言を行い、市民一人一人が健康に対して意識を高め、積極的にスポーツに親しみ、健康・長寿の延伸を目指すとのことで取り組まれていますが、そこで、お伺いしたいんですが、介護が必要になる前に何か対策を講じる必要があると思うのですが、どのような取組をされているのか、お伺いします。

〇介護長寿課長 (栗山哲也君)

御説明いたします。

本市の介護予防の取組について御説明いたしますが、本市においては筋力低下を防止する ための体操教室を実施したり、人生100年時代と今言われておりますので、そういったこと を見据えて、認知症予防の普及啓発のための教室を実施したりと、高齢者の健康寿命の延伸 のための事業を展開しているところでございます。

また、令和3年度からはフレイル予防の取組を行っております。このフレイルというのは、

健康な状態から介護が必要な状態に移行する中間の段階と言われております。このフレイル 状態の期間にいかに介護の状態にならないような取組ができるかということが重要だという ことで言われておりますので、このフレイル予防事業を横展開するためにフレイルサポー ターの育成事業を実施しております。現在30名ほどのサポーターの方を育成しておりまして、 今後はそういった方が住民を対象にフレイルチェックを行うなどの活躍ができるように、今 後も介護予防の人材育成にも併せて取り組んでいきたいということで考えております。 以上です。

〇2番(高山正信君)

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、高齢者に介護が必要になった原因を探ると、その約5割は認知症、高齢による衰弱、関節疾患、転倒・骨折などの老化現象であることが分かっております。つまり、病気の直接の影響というよりも、けがや衰弱で寝込み、運動機能が低下することで生活範囲が狭くなっていくことが要介護状態に陥る原因となっているということなんですが、そこで、お伺いしたいんですが、高齢者で閉じ籠もりの方であったりの通いの場が必要だと思うんですが、どのように考えてあるのかをお伺いいたします。

〇介護長寿課長 (栗山哲也君)

御説明いたします。

地域の高齢者の集いの場ということで地域のサロンの活動支援等を行っております。地域のつながりが希薄になっているような今現在でございますので、こういった中で、閉じ籠もりがちな高齢者の方を対象に、地域の公民館などを利用して体操教室を実施したり、身近な問題の講座を聞いたりということの支援をしております。

また、介護予防教室に参加をいただいた方が、その教室を卒業されるときに、自主的なグループの立ち上げの支援とか、地域での主体的活動への支援も行っております。身近な地域での主体的活動を通していただいて、自分自身の介護予防だけでなくて、お近くにお住まいの地域住民の方、そういった方の通いの場として、閉じ籠もり予防とか生きがいづくりができるような場の設定というか、そういう支援にもつなげるように取り組んでおるところでございます。

以上です。

〇2番(高山正信君)

閉じ籠もりの方が外に出ているいろな活動をするのは非常に大変なことだとは思いますが、 そうなる前に、地域のサポートを含む高齢者支援の充実により、要介護にならない対策を引 き続き行っていただきたいと思って、次に移らせていただきます。

続きまして、災害に強いまち創りについて、災害時の迂回路整備についてでございますが、 最近はこの八女市においても非常に大きな災害が毎年のように発生しております。災害があ るものと思って日常の整備を進める必要があると思っておるんですが、しかしながら、どこで通行止めになるのか予測ができません。山間部において大きな土砂崩れが発生すれば、通 勤であったり、遠地に行くのも困難になる場合があります。

そこで、お伺いしたいんですが、大雨などによる災害発生後、通行ができなくなり、迂回路が必要となった場合、どのような対応をしているのか、また、迂回路の判断はどこがするのかをお伺いします。

〇第二整備室長(堤 辰幸君)

お答えいたします。

まずは現地状況をしっかりと把握しまして、応急対策による早期通行ができるように努めておるところでございます。しかしながら、状況によりどうしても期間を要する場合等におきましては、迂回路の検討を迅速に行っているところでございます。迅速に行いまして、地域の皆さん方の協力をいただきまして迂回路の整備を行っているところでございます。

また、災害発生後の状況により迂回路が必要となる場合の判断につきましては、県道等に おきましては、管理者であります福岡県、近隣でいきますと八女県土整備事務所になります。 また、市が管理する道路におきましては、八女市が判断するものとなっておるところでござ います。

いずれにいたしましても、災害発生後、安心・安全な通行の確保を第一に考えて早急な対応を行い、市民生活に影響のないように努めていかなければならないと考えているところでございます。

〇2番(高山正信君)

先ほども申したように、どこでどのような規模の災害が発生するかは予測できませんが、 防災マップなどの情報を各地域で共有し、ここで災害が起きたらどの迂回路を使うといった 対策は必要ではないかと思うんですが、そこで、お聞きしたいんですが、災害により道路が 通行止めになった際の迂回路について、安全な通行を確保するため日頃からどのような対策 を行っているのかをお伺いします。

〇第二整備室長(堤 辰幸君)

お答えいたします。

昨今の災害につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、局地的、また短時間 の降雨によることが多く、いつどこで発生するか予測しづらい状況でございます。このため、 想定される迂回路につきまして、路面の補修や支障木の伐採、また草刈り等、通常業務とし て日常的に行っているところでございます。あわせまして、ガードレールの設置や離合箇所 の整備等を実施しているところでございます。

〇2番(高山正信君)

災害を予想するのは非常に難しいと思うんですが、今、室長言われたように、日頃より路 面の補修や支障木の伐採、ガードレールなどの整備をされているということでございますの で、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、公共施設を含めた避難所の整備についてですが、以前もお話ししたのですが、2019年に台風15号で、千葉県においては鉄塔や電柱の倒壊によって停電が発生し、完全復旧に19日間かかっております。残暑の中、多くの人がエアコンを使えず、停電の影響で熱中症などで8人の方が亡くなられております。これは八女市でも十分想定される災害であると思っているんですが、そこで、お伺いしますが、停電時における避難所の電源確保をどのように整備されているのか、お伺いします。

〇防災安全課長 (毛利昭夫君)

お答えいたします。

避難所における停電時の電力確保といたしまして、本庁各支所には非常用発電機や可搬型の小型発電機を整備し、それ以外の市が開設します避難所にも可搬型の小型発電機を整備しております。

また、停電時の優先復旧を含めた電力の早期復旧に関する協定を九州電力送配電株式会社八女配電事業所と締結しております。昨年度は電気自動車を黒木支所、矢部支所、星野支所に配備するとともに、九電施設と可搬型外部給電器を本庁各支所に整備しておるところでございます。

また、電気自動車を非常用電源として活用することを柱としました連携協定を日産自動車 や九州電力等5社と締結するなど、停電時には電気自動車の機動力を生かして、避難所にお ける迅速な電力確保に努めておるところでございます。

〇2番(高山正信君)

各支所にも小型の発電機を準備されているということですが、発電機になりますと燃料も必要になりますし、臭いや騒音、そういった問題もあります。また、停電時では避難所のエアコン等に使うのは非常に厳しいものがあるんじゃないかと思っているんですが、そこで、お伺いしますが、避難所で利用する施設へ再生可能エネルギーの導入も必要ではないかと思うのですが、いかがお考えなのか、お伺いします。

〇防災安全課長 (毛利昭夫君)

お答えいたします。

避難所における停電時の電力確保は、避難された方が安全に安心して生活される上で大変 重要であると認識をしているところでございます。今後とも施設を所管しております部署等 と連携を図りながら、費用対効果や平常時の活用なども含めて、様々な施策について研究し てまいりたいと考えております。

〇2番(高山正信君)

再生可能エネルギーは非常に環境にも優しく、今後はスピード感を持って進めていただきたいと思っているんですが、最近はどこで災害があるかも分からず、一番近い公民館などに避難されることが増えてくるのではないかと思っているんですが、そこで、お伺いしたいんですが、公民館などの各地域で開設される避難所も今後増えてくると先ほど述べたんですが、そういう避難所の整備も必要ではないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

〇防災安全課長(毛利昭夫君)

お答えいたします。

現在、身近で容易に避難できる場所としまして、行政区長さんや自主防災組織の皆さんなどに御尽力いただき、多くの地域で公民館などを避難所として開設し、分散避難を行っていただいておるところでございます。

地域の避難所として利用される公民館などの防災資機材の整備につきましては、市が実施しております自主防災組織への支援整備事業を御活用いただきたいと考えております。

また、地域の避難所を開設運営される際の要領については、マニュアルを作成し、各行政 区長の皆さんへ配布するとともに、要望に応じて防災安全課や各支所、まちづくり推進係の 職員が平常時に地域で開催される研修会等へ出向き説明を行っておりますので、ぜひこちら も御活用いただければと考えておるところでございます。

〇2番(高山正信君)

指定避難所などに行けない方が、今後、地域の公民館などに避難されることが予想されま すので、そういった地域の建物への補助も強化していただきますようお願い申し上げます。

続きまして、放置竹林などの災害対策についてなんですが、竹は根が深いため、土砂災害の発生時には山肌とともに地滑りし、家屋を壊したり、道路を塞いだり、人災になりかねないと言われております。

そのような状況で、お伺いしたいんですが、放置竹林などの面積は把握されているのか、 お伺いします。

〇林業振興課長 (月足和憲君)

お答えいたします。

福岡県が5年ごとに地域森林計画の取りまとめを行っておりますけれども、それによりますと、令和元年度の八女市の竹林面積が2,151~クタールでございます。そのうち放置竹林の面積はといいますと、その辺りの調査は行われておりませんけれども、過去の推計といいますか、予測をしておるのが、大体7割程度が放置竹林と認識をしております。それからいきますと、1,760~クタールが放置竹林ではないかという認識をしておるところでございます。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

放置竹林が全体の約7割ぐらい想定されるということで、非常に多い面積と思うわけですが、先ほども市長答弁にありましたが、災害に強い森林づくりを推進するための竹林の保全と荒廃竹林の拡大防止事業並びに荒廃森林の再生整備事業に取り組まれているということなんですが、そこで、お伺いしたいんですが、それがどのような事業なのか、また、その事業によりどれぐらいの面積が改善されたのか、お伺いします。

〇林業振興課長 (月足和憲君)

お答えいたします。

まず、竹林は管理竹林と放置竹林に分けて私どもは考えております。その中で、放置竹林の対策といたしましては、竹林の維持、保全並びに荒廃竹林の拡大防止を促すために、竹林、要するにタケノコの生産を目的とする管理竹林でございますが、その竹林から市内の竹材加工業者に搬入する竹材の搬出、運搬に関する経費に対して支援を行っております。

それと、特用林産物でございますので、基盤整備事業といたしまして、タケノコ生産農家 に対します小型運搬機の補助等を行っております。また、その事業につきましては、園内の 道路整備、そういったものにも使われているところでございます。

次に、侵入竹林の対策につきましては、森林の再生を図るために、荒廃竹林を皆伐いたしまして、クヌギ等の植栽に要する経費に対する支援を行っているところでございます。この 荒廃竹林整備につきましては、過去10年間の合計が13.65ヘクタール取り組まれている状況でございます。

そのほか、福岡県の森林環境税を活用いたしました荒廃森林整備事業により、今後荒廃のおそれがある森林の間伐や侵入竹の伐採を行うなど、放置竹林対策等による災害防止に向けた事業に取り組んでおります。その荒廃森林整備事業で山林内の侵入竹の伐採に対する補助につきまして、10年間で1,090.44ヘクタールに取り組んでおります。

また、そのほか、各種団体におきまして、これはここ2年間の事業でございますけれども、 15.4~クタールの侵入竹林等の伐採に取り組んでおるところでございます。

この事業を通しましてどれだけの放置竹林が解消できたのか、事業の成果についての御質問でございますけれども、それぞれそれなりの面積は行っておりますけれども、それによって放置竹林が解消できたのかどうかというのは、やっぱり竹林の持つタケノコの繁殖能力といいますか、そういったもので、ここは改善したけれども、また新たなところが侵入竹林、荒廃しておるという状況で推移しておるものと思っております。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

荒廃竹林が1,760~クタールということで、そのうち、なかなか改善というのは難しいと ころがあるとは思うんですが、災害に強いまち創りということでは、この放置竹林は大事で はないかと思いますので、今後もしっかりと対策をしていただきますようにお願い申し上げ たいと思います。

続きまして、農業についてお伺いしたいんですが、営農的に安定している品目も多く、非常に魅力のある農業経営を行うことができる産地ではないかなと思っております。しかし、生産現場を見ますと、一般的な人口動態以上に担い手農家の高齢化や減少が進んでおり、また、それに伴う産地の維持や継続など多くの課題があり、将来の八女市農業に大きな不安が伴っていると思っております。特に、ここ数年のコロナ禍に伴う消費動向の変化やウクライナ情勢に伴う農業関係資材の高騰など、農業経営に大きな負担や不安が強いられている状況でございます。

一人でも多くの就農者を確保し、一年でも長く営農を継続することが、八女市の農業や農村維持的に発展するために大変重要ではないかと考えているんですが、そこで、八女市の農業の現状や課題についてお伺いさせていただくんですが、まず、八女市の農業の現状についてですが、市長答弁にもありましたとおり、農林業センサスでは、直近5年間で約25%の農家が減少しております。4,796戸が3,614戸に減少したことになりますので、実数で1,182戸の農家が離農されていることになるんですが、そこで、お伺いしたいんですが、市として八女市の農業についてどのように分析されているのかをお伺いします。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

市長の答弁にもございましたとおり、生産農家の減少、これが大きな課題と思っております。あわせまして、ハウスとかの生産施設でありましたり、省力化機械、こちらの推進も重要だと認識しております。

ただ、産地、こういったものを維持するのは農家さん、担い手農家の確保とか育成、そういったものが持続性のある産地育成につながるものであり、最も重要であるのではないかと考えておるところでございます。

以上となります。

〇2番(高山正信君)

日本の人口動態は、少子高齢化が進み、各産業において労働力不足が大きな課題となっております。特に農業経営は手作業や収穫時期の判断など、目や経験による判断が重要であり、全てがオートメーションやスマート化されるまでにはまだまだ時間が必要だと思っております。私も八女市の農業の発展、維持を図る上では、農業の担い手確保は重要であると考えております。

それでは、具体的な担い手確保に関する質問ですが、八女市において新規就農者の推移が どのようになっているのかをお伺いいたします。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

国の新規就農支援事業の実績につきまして、直近5年間の数値のほうを御報告させていただきます。

平成30年度、こちらは13名、令和元年度12名、令和2年度7名、令和3年度14名、令和4年度9名、直近5年間で55名の就農者が確保されております。

また、この事業については平成24年度から開始された国の支援事業となりますので、累計いたしますと、128名の方が八女市で就農されたということになります。

以上でございます。

〇2番(高山正信君)

八女市の新規就農対策については、県やJAと連携を図ってしっかり取り組まれているものと認識はしているんですが、特に専門の相談員を設置して、就農希望者に寄り添った就農相談が行われていると伺っております。

そこで、お伺いしたいんですけど、就農相談員の具体的な役割をお聞かせください。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えいたします。

就農相談員につきましては、大きく分けて2つの役割があると認識しております。1つ目につきましては、相談窓口での就農希望者への対応ですね。就農相談される方につきましては、農業のことも農業経営のこともあまり知らず、白紙の状態でお見えになることが多いですので、本人が希望する品目、または確保できる労働力ですね、例えば、1人なのか、連れ合いさんまで入れて2人なのか、両親とか入れて4人なのか、そういった部分を伺いまして、生産規模でありましたり、所得目標、こちらのほうを伺いまして、具体的にアドバイスを実施しておるところでございます。

2つ目につきましては、不安定な就農直後、こちらのほうのサポートを行うことが2つ目の仕事となります。新たな地で新たな職業、八女市に引っ越してきて初めて農業をされる方、これは農業経営だけではなくて、地域での暮らしまで含めて、かなり不安と向かい合って営農されることが多いですので、就農相談員のほうが定期的な補助巡回、または声かけですね、こういったものを行いまして、就農直後の不安定な時期をサポートするような業務に当たっているところでございます。

以上となります。

〇2番(高山正信君)

今後も就農希望者に寄り添った相談を行っていただくようお願いしたいんですが、また、 八女市の農業の魅力発信や農村生活に関する支援も行っていただけたらとも考えております。 特に県外からの就農希望者は身寄りもなく、土地勘のないところで初めての就農を行うこと となります。農業経営に関する不安以外にも多くのストレス要因が生じているものと思って おります。気軽に相談できる就農者のよりどころとしても機能していただく必要があるん じゃないかと思っております。

次に、農業者の減少に伴い、耕作放棄地も増えていると思われますが、急傾斜で生産条件の悪い圃場についてはなかなか農地に戻すことは厳しいと思いますが、生産条件のよい圃場においては、次世代の農家に引き継ぐ必要があると考えております。

そこで、耕作放棄地対策や優良作物などへの転換など、どのように考えているかということでお伺いしたいんですが、具体的に八女市に適した優良作物が導入された実績があるのか、お伺いします。

〇農業振興課長 (松藤洋治君)

お答えいたします。

まず、専業的にやられる農家さんで栽培されます主力的な品目につきましては、施設園芸でイチゴ、ナスに参入される方が実績として多くなっております。

また、ブドウとかかんきつ、ミカンとか、そういった果樹関係につきましては、シャインマスカットや早味かん、こういった優良系の品種への転換、または規模拡大、こういった農家のほうが実績として増加しております。

また、労働力分散とか補完的な作物ですね、複合経営を目指す方の補完的な品目につきましては、オクラとかレイシ、サヤインゲン、そういった部分で季節限定で労働力分散されるような品目を導入されております。

また、高齢農業者の方につきましては、労働負荷の低いようなサカキとか切り枝、こういった品目が増加しているところでございます。

以上となります。

〇2番(高山正信君)

高齢者の方や女性の担い手が作業負担の少ない品種へ転作し、継続して農業をできること は非常に重要であり、今後もそのような取組を引き続き継続していただきたいと思います。

しかしながら、一方では、実際に農業経営者は減り続け、荒廃農地は増えると認識しているんですが、そこで、お伺いしたいのですが、農地に植林をすることが可能なのか、お伺いします。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えいたします。

木材原料として植林される杉とかヒノキ、そういった植林につきましては、農地で行うことはできないということになります。

以上となります。

〇2番(高山正信君)

今、一部の農家さんの取組で荒廃農地を利用して早生キリなどを植える取組をされている とも伺っております。

そこで、お伺いしたいんですけど、その荒廃した農地に早生キリを植えたいという方は植 林することができるのか、お伺いします。

〇農業振興課長(松藤洋治君)

お答えします。

早生キリにつきましては、肥料をやったり、あと防除をやったり、除草したり、そういった肥培管理が反復的に行われます。継続的に行われますので、そういった品目につきましては農地のほうに植栽ができるということになります。

以上となります。

〇2番(高山正信君)

早生キリは肥培管理をするから植林ができるということですが、農産物の優良品種を含めて、あらゆる角度から農地の活用の検討をお願い申し上げまして、次の生産性の向上についてに移らせていただきます。

まず、部長に伺いたいんですが、中山間地域は特に不整形地が多いため、生産性の向上を 図るには土地改良などが必要だと思うんですが、どのように考えておられるのか、お伺いし ます。

〇建設経済部長(若杉信嘉君)

議員おっしゃられますように、特に中山間地におきましては、傾斜地等々が多くて、労力もかなりかかってくるということで、やはり農業の生産性を今後向上させていくためには土地改良を、もちろん地域住民の方の同意が必要にはなってきますけれども、そういった土地改良をやって、生産性の向上と利便性を向上していくというのは非常に大切だと思っています。

そういう中で、やはり現状としては県営事業でそういった土地改良の事業を行ったり、また、例えば、小規模ですね、水路とか小規模な農道とか、そういった整備する部分では、市のほうでもバックアップするということで補助支援をしていますので、そういったものも使っていきながら、農作物の生産性の向上に向けて、そういう事業を積極的に取り組んでいくということで考えているところでございます。

〇2番(高山正信君)

今後も土地改良で効率のよい圃場、そういった圃場づくりを積極的にしていただきたいと 思うんですが、それと併せて生産性の向上が重要ではないかと思っております。

そこで、もう一度部長にお伺いしたいんですが、生産性の向上には少ない面積で高収益の 作物を作るということも含まれると思いますが、具体的にどのようにすべきだと考えてある のか、お伺いします。

〇議長 (角田恵一君)

端的にお願いします。

〇建設経済部長(若杉信嘉君)

農家の生産性の向上とか、特に管理能力あたりを高めて高収益の作物を作っていくと。管理面積当たりの生産量や品質の向上あたりを重視する中で、例えば、ハウスとか、そういった施設を積極的に取り組んでいくというのが一番重要であると思っています。品質もそういうことで向上になりますので、これにつきましても国、県の補助がありますので、そういった施設栽培等を推奨していくといいますか、そういう形で、そういう補助事業を使って取組を進めていくということで考えているところでございます。

〇2番(高山正信君)

最後に市長にお伺いしたいんですが、八女市が農業産地として維持していくためには新規 就農対策を含む担い手対策が重要であると思っております。現在、八女市は就農相談員やJA 就農支援センターの設置など、関係機関の連携を図り、積極的な対策を行っていただいてお ります。この担い手の問題については数年間で解決するものではなく、地道に継続的に行う ことが重要だと考えておりますが、市長はどのようにお考えか、お伺いします。

〇議長(角田恵一君)

時間がございませんので、よろしくお願いいたします。

〇市長(三田村統之君)

お答えします。

今、高山議員に御質問いただいた件については、正直申し上げまして、八女市農業の課題の全てを御質問いただいたような気がいたしております。大変重要な質問でございまして、私どもも今質問をいただいた課題について、これからJAを含め、生産農家を含め、しっかり連携を取っていかなければならないと思っております。

担い手の問題については時間の多少かかる問題でありますが、一人一人とにかく確保していく、育てていく、地域農業生産者がみんなで協力し、支えていくという環境づくり、地域での生活も含めて、そういう環境づくりをしていくことが非常に重要ではないかということと、それからもう一つは、観光にも関係ありますけれども、八女市はこんなすばらしい農業生産自治体だと。シャインマスカットを作ったり、巨峰を作ったり、やはりそういう農産物

のPRを全国的に積極的にやっていくことが……

〇議長(角田恵一君)

発言の途中ではございますけれども、市長、申し訳ございませんが、時間が来ましたので。

〇市長(三田村統之君)続

担い手をつくる課題だと思います。

〇議長(角田恵一君)

時間が参りましたので、2番高山正信議員の質問を終わります。

午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

〇議長(角田恵一君)

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

12番服部良一議員の質問を許します。

〇12番 (服部良一君)

おはようございます。12番服部です。最近、春の足音が聞こえてくるような暖かい日が近づいてきておりますが、まだ朝夕は寒い日が続いております。コロナ感染やインフルエンザもまだまだ心配されますので、皆さん、十分体調に注意されますようお願い申し上げます。ここ二、三日前から花粉がひどくて、くしゃみをするかもしれませんが、私はコロナでもインフルエンザでもありませんので、御心配なく。

それでは、通告のとおり順次質問いたします。

まず1点は、道路愛護の作業内容について、その調査とその議論はなされているのか。

2点目、伝統的建造物の保存及び指定解除の問題について、危険家屋の物件の調査はどのようなものか、歩行者及び周囲に危険が及んでいることについてはどのような考えか、お伺いします。

あとは質問席にて行いますので、よろしくお願い申し上げます。

〇市長 (三田村統之君)

お疲れさまでございます。12番服部良一議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、道路愛護の作業内容についてでございます。

各行政区の作業内容は把握しているのか。また調査はしているのかというお尋ねでございます。

道路河川愛護報償金を受けている行政区につきましては、交付申請及び実績報告にて聞き 取りを行い、作業内容や範囲の確認を行っております。

次に、行政区によっては作業が重労働と軽度とある。それに対して検討はなされているの

か及び高齢者が多く若者が少ない現状での作業について議論はなされているのかにつきましては、一括して答弁いたします。

道路河川愛護報償金制度は、議会及び行政区長会などから様々な意見をいただき、3年ごとに見直しを行っているところでございます。

山間部は、過疎・高齢化が深刻で、活動自体が難しい地域もございます。

本市といたしましては、施設管理班の充実を図り、できる限り対応してまいりたいと考えております。しかしながら、市で全ての道路、河川等を管理するのは非常に困難であるため、引き続き、地域住民の御理解、御協力を賜りたいと考えております。

次に、伝統的建造物の保存、指定解除問題についてでございます。

建造物と言えないほど崩壊している物件についてはどう考えているのかというお尋ねでございます。

伝統的建造物群保存地区内において、建造物の崩壊により除去などの現状変更行為を行お うとする場合は、事前に市長及び教育委員会の許可を受ける必要があり、また、その場合、 法令等で定める許可基準に適合する必要がございます。

次に、地権者の切なる願いがあると聞く。内容はということでございます。

伝統的建造物群保存地区内において、建造物の所有者が将来にわたり保存の同意をして登録を行った特定物件については、市の許可なく建て替え、解体などができないため、その指定解除をしてほしいとの要望があると聞いております。

歩行者や周囲の民家に被害が及んだ場合、どの部局があるいはだれが補償や責任を取るの かという御質問でございます。

空き家の管理については、第一義的に、その所有者が自らの責任において的確に対応することが前提であると考えますが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険なおそれのある状態の空き家については、市民の安全・安心を守るため、必要な措置を講じるケースも出てくるのではないかと考えております。

最後になりますが、伝統的建造物指定協議会の役員構成はどのような人達か。また権限は という御質問でございます。

八女市伝統的建造物群保存地区審議会の委員は、関係機関や団体の代表者、知識経験者により組織し、現在12人の委員で構成をいたしております。

この審議会は、市長の諮問に応じ、伝統的建造物群の保存継承等に関する事項を調査審議し、その事項を市長に答申する機関であります。

以上、御答弁申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇12番(服部良一君)

この問題は1、2、3項目と分けておりますが、同類の現状の中で起きている問題ですの

で、一括して重複しながら質問させていただきたいと思います。

まずは、4つほど質問いたしますので、ちょっとメモっていただければと思います。それから、アバウトな質問ですので、分からんときは分からんでいいです。

高齢化率の高い行政区はどこかということです。それから2番目に、行政人口の少ない行政区はどこか、もしくは校区でもいいです。それから、作業面積の広い行政区、これも校区でもいいですが、どの辺りとかですね。それから4番目に、用水、河川及びため池の作業の多い行政区、この4点をまずはお伺いします。

〇建設課長(轟 研作君)

お答えをいたします。

まず、高齢化率が高い行政区はということですけれども、こちらは八女市全体の186行政 区の中で、大淵の東行政区というのが高齢化率76%を超えております。

次に、人口の少ない行政区でございますけれども、こちらも黒木町の無田行政区になります。行政区62名ということです。

次に、作業面積の広い行政区という質問でございますけれども、うちが道路河川愛護で管理していますのが作業延長、道路延長であったり河川延長で把握をしておりまして、その中で一番長いのが上陽町の横山地区、次に矢部地区、星野地区という形になります。やはりどうしてもこちらの行政区が合併前に統合されているということで、行政区の数が合併前に比べてかなり少なくなっているので、1行政区当たりの作業範囲がかなり広くなっているという状況でございます。

次に、用水、河川でございますけど、用水とため池については、市の所有じゃない、例えば、土地改良区が所有している分とかがございますので、こちらについては細かく把握はしていないところでございます。

以上です。

〇12番 (服部良一君)

私の昨年の一般質問で、行政区長の待遇という項目で質問しましたが、その内容に、道路 愛護の人集めで区長さん方が非常に苦労しているという質問をしたと思います。それで、担 当課は把握しているのかとお伺いしたところ、行政区活動の支援策に関するアンケート調査 を行うと答弁してあります。議事録をちゃんと読んで言っておりますので、間違いありませ ん。行政区活動の支援策に関するアンケート調査を行うとはっきり言ってありますので、こ れに関してのアンケート結果があるはずなんです。これはどういうものだったか、お伺いし ます。

〇総務課長(秋山 勲君)

お答えします。

行政区活動に関するアンケート調査につきましては、以前の服部議員からの一般質問の中で答弁した内容でございます。

アンケートにつきましては、ちょっとこれは手元に資料はございませんけど、2年ほど前に全行政区を対象にアンケートを実施しておりますので、その調査結果を基に把握しておるということで答弁をさせていただいたものと認識しております。

〇12番 (服部良一君)

アンケート調査をするということは、普通考えたら、調査したら次の段階に行くためのアンケートでしょう。何のためにアンケートをしたかといったら、言われたけんしたじゃいかんわけですね。したら、どういう結果だったから、次、じゃ、どういう計画を立てようかとか、課で会議をこんなふうなテーマにしようかとかいうところまで発展せんとアンケートは何もならんじゃないですか。じゃ、それは何かしましたか。

〇総務課長(秋山 勲君)

議員御質問のアンケート調査につきましては、行政区全般の活動に関する今後の運営について検討するための材料としてアンケート調査をしたものでございます。その中に、各行政区で行っていただいております道路愛護に関するような意見も当然入ってきておりまして、そういったことについては担当課であります建設課のほうに連携をするということでつないでおります。

以上でございます。

〇12番 (服部良一君)

ということは建設課のほうにそれは回っていっておるわけですね。じゃ、建設課お願いします。

〇建設課長(轟 研作君)

お答えします。

この道路河川愛護報償金につきましては、まず、各行政区から交付申請を行っていただいて、そのときに各行政区、聞き取り等を行っております。最後に実績報告ということで出していただいて作業の確認をやるという流れなんですけれども、今アンケートの調査とかでも建設課の内部で協議をしているんですけれども、この報償金制度というのが平成27年度から、当初、上限額50千円でスタートしております。

その中で、スタート時から、これじゃ全然足りないよとか、そういう意見が出まして、3 年後に上限額を100千円に引き上げております。それでも、高所作業車が必要な場所とか、 そういうところがどうしてもやっぱり行政区内ではできないということで、昨年度から工事 費のほうを計上しまして、そういう危険箇所につきましては直接市のほうから工事業者に委 託をするということでやっておりますけれども、また、最近の行政区内の意見では、とても 人が足りないと。お金をもらってもやる人がいない。そういう集落もかなり増えてきている ということで、そこにつきましては今後検討していくということで、今内部で協議をしてい るところでございます。

〇12番 (服部良一君)

安心しました。議会と市民の懇談会のときに意見が出まして、今、課長がまさに言ったとおりです。支援の補助金はありがたいものだと。しかし、今一番かゆいところ、痛いところはそこじゃないと。人が足りない。もう作業するのに高齢者ばかりになっている。人が足りない、人集めが大変、ここがやっぱり一番の問題点なんですよね。

ですから、先ほどちょっときつく言いましたけど、アンケートを取ったって、それから先が協議されんなら、本当に痛いところ、かゆいところが分からんわけです。今、課長が言われたように、課に戻してもらって、確かにお金も必要かもしれませんが、人が一番大変だということが分かっておられるなら、その次がまた計画していけるじゃないですか。市長が言われたように、大変な広さです。大変な現場ですから、全部解決するというのは無理だと思います。ですから、市民の協力なしではやっていけないものです。しかし、軽減していってやることはできるし、手助けすることはできるわけですから、その手順とか、計画を立てることが私は大切じゃなかろうかと思います。

人の感じ方は様々ですので、ただ出るだけが重労働と思っておる人もおるかもしれんし、このくらいは重労働とは思わんばいと思うかもしれないし、えらいきついことをしよんなはると分かっておるんですけど、軽度と思っていらっしゃる方もおられるかもしれません。どこでそれを線引きするかは分からんですね。どこで手助けしていいのか、相手が人それぞれですので、どこでそれを線引きするのか、それは分からないところもあるかもしれませんが、やっぱり今、課長が言われたアンケートの結果で人が足りないことに対して、まだ時間はかけていいと思うんですよ。ですから、次の手、次の手というふうに考えていけないかなと私は思います。

そういう面では、いろんなことを定めにくいとは思いますが、やっぱりそこでは、どうでしょう、色分けはこっちの行政側で、例えば、さっき言われた、面積が広いなら横山、矢部、おたくのところでしょう。それから、少ないところは無田、これの色分けを、一番レッドゾーンやったら赤で、少し手助けせにゃいかんところはピンク、ここはもう十分区民でやっていけるよというところはブルーとか色分けをして、そこに手助けの方法をまた見いだせないかなとか思うわけです。最終的には人を送り込まにゃいかんというのが私の考え方なんですが、いかがでしょうか。

〇建設課長(轟 研作君)

お答えします。

議員おっしゃられるとおりで、解決策としてはどうしても人が必要ということで、先月でしたか、未来づくり協議会の中でもそういう質問が出まして、行政区の連合体でもこの報償金を受けられるのかという御質問が出ました。

未来づくり協議会というのは、昔の校区別みたいな形で協議会を持ってあるんですけれども、当然、行政区の中で、集落を過ぎてまだずっと道路というのは続いていきますけど、やはりそこを道路愛護する人がいないとか、そういうところを、例えば、その校区でやろうとか、そういう動きになれば大変ありがたいとは思っているのですけれども、最終的にはやっぱり市の管理道路、市の管理河川なので、市が管理すべきことだとは思っておりますけれども、今これを工事業者に全て委託するというのも、予算の問題もございますので、そこは今後検討していきたいと思っております。

〇12番(服部良一君)

山間部では、今言ったように、人が足りずに――山間部ではじゃないかもしれませんが、主に中山間地域から上、東部のほうが特にでしょうけど、人が足りないと。見ておりますと、80歳とか85歳の方たちも道路愛護に出てある。ともすれば、若い人よりも年の多い人が技術がよくて、草刈りなんかも早くてやっていらっしゃると。しかしながら、やっぱり年には勝てない部分があって危険が伴っていると。若い人たちも危険は危険なんでしょうけど、年寄りの方たちが急な斜面とか河川を下りたりとかいうとは、やっぱりなかなかもう、そろそろお休みしていいんじゃないかという気持ちはありますけど、悲しいかな、行政区では出不足金というのが発生します。1戸に1人しか住んでいない、老夫婦2人しか住んでいない、そういうところから出にゃいかんわけですから、幾ら80歳とか85歳でん出らっしゃれんと、千円か1,500円か、それは区で決まることでしょうけど、払わにゃいかんと。じゃ、そこら辺を草刈ってやろうかということで、出るだけ出ようとされるんですが、やっぱりお年寄りというか、昔の方はそこの使命感が強いんですね。し始めたら、もう少しもう少し言うて、どんどん入り込んで草刈りをされるわけです。非常にそれは若いつもりでされていますから危険と思います。

やっぱり八女市としては、ちょっとオーバーな言い方になりますけど、生命、財産を守って、それから、安心・安全の生活を守ってやるというのが基本理念ですから。そしたら、そこ辺りも行政指導をしてやらんと、区長さんがもう出てこんでよかとはなかなか言えんとですよね、人間は足らんし。ですから、その辺りも行政指導というか、80歳ぐらいまででどうでしょうかみたいな、区長会か何かで話し合ったらどうだろうかと思いますけど、これは部長どうですかね。

〇建設経済部長(若杉信嘉君)

議員おっしゃられるように、そういう実情というのは重々把握しております。

今御提案がございました、例えば、80歳なら80歳とか上の年齢制限を決める、そういった 部分は行政区の関係で慎重に扱う必要がありますので、そこら辺りは内部のほうで、市のほ うでちょっと協議をして、どうするのかというのを、対応を考えていきたいと思っておりま す。この場でそれをしますというのはちょっと言えませんので、そこら辺りは御了承いただ きたいと思います。

〇12番 (服部良一君)

私の住んでおる区のことで恐縮ですが、人口の多いとき、若者も多いときにし始めたとい うか、されておった面積、それから、その場所を今でも続けていると。私ごとであれですが、 中井手用水というのがあります。笠原川から流れ込んでおる水路ですね。それから、笠原川 の側面を、結構高い側面ですけど、100メートル以上ありますかね、そこの草刈りをやりま す。それから、矢部川の河川敷、それも長さは100メートルぐらいありゃせんですかね。そ して、最近では暗渠がありまして、笠原川から中井手用水に流れておる藤棚の上側に道の中 を入っているコンクリートボックスの暗渠があります。ここは洪水の後にはほぼ砂とかがた まって、それをかき出さんと水が下に流れが悪いということで入りますけど、うちは先ほど 人口の少ない無田のところのその次に少ない地域なんです。しかも高齢化率も高いと思いま す。そこでやらにゃいかんということになるとかなり厳しいから、去年だったか、おととし だったか、区長さんと、役員とちょっと話して、時期をずらして半分したらどうだろうかと か、区の中で考えながらやった記憶があります。こういうこともやっていこうとするために は、やっぱり5年後はどうなるんだろうかとか10年後はどうなるんだろうかというのは区の 中でもある程度把握していかんと、もうやれんばいと、いきなりもうやめたというわけには いかんじゃないですか。ですから、5年後にはどうなるか、10年後にはどうなるかというの は区の中でも考えるわけですね。

よく聞こえるのが、こんなことを言うじゃないですか。ある小学校は、5年後には児童数がどれぐらいになるとか、1クラスになってしまうとか、あるいは〇〇中学校は5年後は1クラスにみんななってしまうよ、10年後には複式になるぞということはよくシミュレーションするじゃないですか。ですから、今うちの例を取りましたけど、これは行政側も、レッドゾーンとか先ほど言いましたけど、下のほうの人数の多いところは別としましても、ちょっと危ないなというところは、やっぱり5年後、10年後というシミュレーションを立てておいたほうが、先ほど言いました、人で何とか補助をやっていこう、何とか手助けをしていこうという計画をもし立てるならば、そのシミュレーションとかいう計画が私は必要ではないかと思いますが、課長はそういうことも考えられないでしょうかね。

〇建設課長(轟 研作君)

確かに計画を立てる上において、先を見据えてどういう計画をするのか。今おっしゃられ

たように、人口のシミュレーションというのは当然できるものと思っております。この高齢 化率についても、山間部においては若い人が増えてくるという行政区はなかなかないと思い ますので、計画を立てる上にはそういうシミュレーションも入れた上でやっていきたいと 思っております。

先ほど言われました、例えば、暗渠の清掃であったりとか、そういう個別の案件につきましては、交付申請であったり実績報告のときに各行政区長から御相談をいただいております。暗渠の整備とか、河川の河積を阻害している木だったり、そういうのを事前に切ったり、暗渠の清掃をやることによって、当然、防災につながってきます。やはり今雨の降り方がひどくて浸水被害が多いので、梅雨前に河川とか、そういう暗渠の清掃であったりとか、その辺は市も力を入れて今やっているところですので、無理やり人が入ってやらなきゃいけないような場所については、個別に御相談をいただければと考えております。

〇12番(服部良一君)

時間もあれですから、ちょっと急ぎたいと思います。

市長の答弁の中に施設管理班という文言が出ました。施設管理班の方たちを手助けの一つ と考えるということも分かるんですが、私の記憶でいけば施設管理班の人数は少ないと思い ますけど、いかがですかね。

〇建設課長(轟 研作君)

施設管理班につきましては、今、第一整備室及び第二整備室のほうに配属をしておりますけれども、第一整備室のほうが9名、第二整備室のほうが7名、こちらは会計年度任用職員も含めたところの人数になりますけれども、作業依頼からすると全く人間は満たしていないと感じております。

建設部門としましては、今後、採用試験も含めまして、施設管理班の増員等を含めまして 要望していきたいと思っております。

〇12番(服部良一君)

施設管理班の第一整備室9人、第二整備室7人と人数が違うのも腑に落ちないところもありますけど、第二整備室は東部のほうでしょう。何で東部は少ないかと気にもなりますけど、山間部のほうがひょっとすると道路管理は大ごとやないかなとか思ったりも個人的にはしておりますけど。要するにグレーチングの整備とか、それから、のり面から石が落ちたのを排除するとか、路肩の壊れそうなところを修理するとか、事故の起きないように、そういうものなんでしょう。ですから、足りないと私は思います。

この人たちが仮に計画していただいて、道路愛護の中に手助けの要員として計画していただくためには、恐らくこれから何人か募集されても、まあ何とかできるかできないかというのは私もちょっと想像はつきにくいんですが、少しやっぱり足らんとやないかなという気が

します。しかしながら、そういう考えも持っていただいているということは非常にありがた く思っていますので、よくその辺りは計画をしていただきながら、皆さん方の要望に完全に 応えるというのは難しいかもしれませんけど、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、これはこの問題の最後になりますけど、市長にお伺いしたいと思いますが、現場の声を聞いて、課長が申されましたアンケートの照らし合わせ、それから、今の施設管理班の話ですね、それから、色分けといいますか、そういうことの計画、そういうことを市の主導として計画書を作成していただくように考えられないか、市長のほうの答弁をいただき、この問題を終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

〇市長(三田村統之君)

お答えをいたします。

議員おっしゃるように、日常生活に、特に中山間地の皆さん方、非常に御心配な面も多々あろうかと思っております。これは今、課長が答弁しましたように、アンケート等を参考にしながら、また、行政区長の皆さん方の御意見も拝聴しながら計画を検討しなきゃいかんということはございます。

ただ、これも実際に実施することになりますと、これだけ行政区が多くて、地域が多くて、だから、どこを優先するとか、そういう問題が、例えば、例を挙げますと、こういうことはないとは思うんですけど、平たん部の人たちも、自分たちも困っているのに何で山だけそんなに力を入れてやるのと、中山間地だけ力を入れてと、いろんな意見が出てくる可能性があります。したがって、その辺りは十分配慮しながら中山間地の皆さん方に対する対応はしていかなければならないと思っていますので、その点は少し時間をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

〇12番(服部良一君)

市長の平等にせにゃいかんという気持ちは痛いほど分かりまして、こっちを立てればこっ ちが立たないということもありますし、何であそこばっかりかという意見が出るというのも、 もうこれは明らかに出ると私も思います。

ただ、できているところとできていないところははっきり分かるわけです。ですから、そのできていないところに手を差し伸べる方法を、だから、さっき色分けをしたら、こっちは納得――納得せらっしゃれんでも仕方ないと思わせるような、その方法もありはしないかと思ったわけであります。

今の市長は現時点での話をされたので、担当課のほうで、もしよければその計画――計画を立てんと何も始まらんわけですから、会議の中でそういうことは案件として度々出して、区の方たちにももうしばらくという気持ちで取りかかっていただきたいと思います。来期、もしこの場に戻ってこれるならば、また追跡質問はしたいと思いますので、ひとつよろしく

お願いします。

では、次に行きます。伝統的建造物についてであります。

伝統的建造物と言えないほど崩壊している物件についてのお考えをお伺いしますということで、写真と要望書をお手元に配付させていただいておりますが、これは御本人からの了解を得てからの発信でありますので、その旨をお伝えしておきます。それは文化庁に提出したもので、御本人が行けないということで、代わりに私が提出してまいりました。

この写真をまず見て、課長はどのようにお感じになりますでしょうか。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

まず、こちらの物件につきまして、議員から質問があった後、一番新しい現状を確認させていただいたところでございます。

率直な感想といたしましては、老朽化がかなり進んでいるなということと、近隣住民の方に迷惑をかけるんじゃないかという危険はちょっと感じているところでございます。

以上でございます。

〇12番 (服部良一君)

今、課長が申されたように、少し優しくは言っていただいておりますが、かなり危険度は 高い物件であります。

地権者の方は今まで何度も解体を願ってあるそうでありますが、その切なる思いは本庁の 担当課に上がってきているのか。御本人は担当職員と何度も話しているわけですよね。解体 したい、いや駄目だ、もう一回行ったらまだ駄目だと。しかし、あまり言われるので、じゃ、 審議会に相談しますと。しかし、審議会から駄目でしたと。いや、私は壊しますよと。そし たら、もう一度審議会にお願いするから待っとってくれと。そしたら、こっちはもう、ああ、 できるんだなと思って、防護ネットまで張ってその準備をしておる。そしたら、駄目でした と返ってくる。こういうことを担当課は知ってあるかどうか。これは何月何日にどんな相談 をされたか、何月何日に審議会にかけたのか、何月何日に防護ネットを張ったのか、はっき りそこは担当課は確認しておるんでしょう。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

こちらの案件にかかわらず、八女市には2つの伝統的建造物群保存地区、いわゆる伝建地 区がございまして、こちらの中でいろんな建物の形状変更とかしようとする場合は必ず審議 会のほうに諮問、答申ということでございますので、こちらにかける場合には、八女福島と 黒木地区担当者、併せてしっかり情報共有をさせていただいているところでございます。

また、議員御指摘いただきました今までの経過につきましては報告を受けておりますけれ

ども、一番直近のお話でいきますと、こちらの案件につきましては審議会への諮問はまだいたしておりません。理由といたしましては、昨年11月10日、文化庁のほうに別件で現地調査に入られた際に、時間をいただいてこちらの建物を見ていただいたところでございます。結果といたしまして、調査官の講評といたしましては、この物件に関しまして特定物件を解除することは難しいのではないかという御判断をいただいておりますので、審議会への諮問はやっていないということでございます。

以上でございます。

〇12番 (服部良一君)

ちょっと難しゅうお話しいただきましたので、ちょっと分かりにくいんですが、私は御本 人が言われたことを担当課は確認しているんですかと聞いたんですけど。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

こちらの案件につきましては、議員御提出の資料のとおりでございまして、以前より解体の希望、所有者の希望が届いておりまして、その都度私どもは定住対策課として情報共有をさせていただいていますので、所有者の御希望のほうは伺っておるところでございます。 以上です。

〇12番 (服部良一君)

じゃ、報告があったということで受け取っていいんですね。報告を受けているなら、何年もこの放置状態になっているんですよ。ということは、担当職員じゃなくて、課長なり部長なり、あるいは副市長なりが来て御本人と話すべきじゃないですか。もしくは黒木にも支所長がいますから。じゃないですかね。担当職員ばっかりで対応しておるんですよ。ですから、私はおかしいんじゃないですかち言いよっとです。いや、確認が来ておるならもうそれはそれでいいです。しかし、その報告が来たなら、それを確認した後に何をするかが問題です。

私は伝建を批判しとるんじゃないんです。伝建はあるべきと。私は歴史とか伝統文化は好きですから、残すべきものは残さやんち思っております。しかし、杠秤にかけて、残すか、安全、危険、命の問題をかけたら、圧倒的に命の問題のほうが高いんです。ですから、私はこれを言っておるんですね。ですから、こんな大事なことを報告があったのかなかったのかと、わざわざこんかところで質問するというのもおかしな話で、本当はあって当然です。報告があったということで納得しました。

なぜこんなに長く解決しないまま――本人は解体すると言っておられるのに、そして、危険であるということも確認しておられるのに、それにもかかわらず放置することになったのか、副市長、お願いしたいと思いますが、どちらですか。

〇副市長(松﨑賢明君)

お答えします。

今回の議員の御質問の件については私も報告を今回受けておるところでございますけれども、スタートの点というか、先ほど課長が答弁しましたように、文化庁の方がその現状を一度御覧になっていただいて、除却することが適切でないという御意見をいただいたというのが、そこがずっと残っている部分で、除却の申請を上げる前に文化庁に相談をしなさいよということになっておるので、そこで既に駄目だよという話があったので、一歩前に踏み出れなかったというのが現実にあるかと思います。

ただ、危険な部分がありますので、現状の部分でしっかり考慮する分はあるのかなと考え ておるところでございます。

〇12番 (服部良一君)

よく分かりました。副市長の言われるとおり、文科省に私も聞きましたので分かりましたが、3人対応していただきまして、1人は書記でつかれて、1人の課長さんともう一人の女性の担当職員さんですね。課長さんは写真を見るや否や、これはと言われまして、もうその用をなしていない――言葉、はっきりは言われませんけど、これは危険ですねみたいなところから話が始まりました。課長さんはそんな感じで、じゃ、壊すならばどうしましょう、こうしましょうと、そういう案を幾つか提案、向こうがされましたけど、担当職員の女性の若い方は残すほうでしか物を言わっしゃれんわけです。これを認めたら全国全部、うちも壊させてくれ、解体させてくれと出てきたら大変になると。ですから、これは認められないみたいなことを言われたんです。そしたら、課長さんが、あなたは現場を見に行ったことはありますかと。そしたら、いいえ、行っていませんと。私と代議士は、よく現場も見なくてそんなことを言えますねと言ったんですけど、そのとおりなんです。だから、先ほど言ったように、命の大切さなのか、残さやんものなのか、よくお考えくださいと言ってから帰ってきました。

そのとき、このパンフレットを頂きました。(資料を示す)これは、伝統的建造物、「歴史を活かしたまちづくり」、これは推進するパンフレットです。伝統的建造物を残そうというパンフレットなんです。ところが、一番後ろにこれの関係法令が載っています。もうこまいこまい、私は1.5、目はいいんです。しかし、とてもじゃないけど、これは虫眼鏡を持ってこんと見られないような字で書いてあります。この145条、課長、145条は知ってあると思いますが、何ですか。知りませんか。じゃ、読みます。「文部科学大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。」と書いてある。解除できない、解除できないと、あれほど何年も言っておきながら、ここには解除できると書いてあるんです。法令なんですよ。ですから、絶対できないんじゃないんです。よくよく課長さんに聞きました。そしたら、各自治体にその判断は

お任せしています。ですから、本当に危険ならば自治体のほうで指導はしてくださいと。それで安心して帰ってきたんですよ。課長どう思いますか。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

現在、議員より上位法のお話をされましたけれども、市の条例についても同じような除却についての条文がございまして、伝統的建造物群の除却については、除却後の状態が伝建地区の特性を維持していると認められるものであること、また、歴史的風致を損なうものではないこと、これに合致しておれば建物の除却については認めているということでございますので、議員の御指摘のとおりだと思っています。

また、手続につきましては、特定物件の解除につきましては、手続的にやはり文化庁の助言を求めるということが今のところありますので、今までは、昨年までは、そういったことで助言いただいたことに対してストップしているということに対しましては非常に担当課としては反省しているところでございます。

今後はしっかりと今の現状を再度確認しながら、県、国との協議ということで進めさせて いただければなと考えておるところでございます。

以上です。

〇12番 (服部良一君)

検討するということでお願いしたいと思いますが、1つ質問を変えますけど、歩行者や周囲の家とかに被害が及んだ場合、これは誰が補償とか責任を取るのかという質問をしておりましたが、いかがでしょうか。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

市長答弁の中にもございましたけれども、空き家の一般的な第一義的なお話をさせていただきますと、所有者の方での安全確保ということでございますが、こちらの物件につきましては、伝建地区内において特定物件として決定をさせていただいた物件ということでございますので、しっかり行政としてもそちらの役割としては果たしていかなくちゃいけないと思っていますし、今後も所有者の方、関係者の方と一緒になって安全確保という観点から取組をしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

〇12番 (服部良一君)

要するに、今のお答えは、今の段階でもしものことがあった場合は市がやるということなんですかね。違いますか。ちょっと違う。やっぱり御本人が背負わにゃいかんと。例えば、下を、通学路を子どもが通りよって、あっちゃいかんけど、もしものことがあったら誰が責

任を取るんですか。そこをお願いします。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

今の段階でどういったケースの場合がどうかという御回答をさせていただく情報を持ち合わせておりません。この中でどういったことということで断言的なお話ができません。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

〇12番(服部良一君)

そのように受け取りましたが、私も頭はよくないので法律上のことはよく分かりませんけど、御本人は解体するために防護ネットを張ってあるわけですね。そして、解体させてくれと言ってあるんです。それを担当課の人が駄目ですと止めて、そして、数か月たって、物件はもちろん問題視して何年かたっていますけど、その間、本当を言えば隣にも破片が飛んできたりはしておるんです。黙ってくれておりますけど、破片も飛んできておりますし、台風のときも何か飛んできたということを言っております。そこは問題視しておられません。しかし、もっと大きなことがもしあったときには、御本人は解体したいと言ってあるのに、それでもやっぱり本人がそこに責任があるのかといったら、それはちょっとかわいそうな気がするんですよね。調べて、考えてもらっとっていいでしょうか。

それから、今、防護ネットの話を少ししましたけれども、その防護ネットは地元建設業者 さんがリース物を使って張ってあるんです。建設課はよく分かってあると思いますが、毎月 毎月、これはリース代がどんどんかかってきよるんです。これは報告を受けておるなら、防 護ネットを張った日から何か月たっていますか。そして、幾らになっていますか。教えてい ただけますか。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

所有者とその関係者の方で防護ネットを設置されたのは8月だということで私は報告を受けておりまして、それにどれぐらいの費用がかかっておるかということまでは、申し訳ございませんが、私のほうで把握しておりません。よろしくお願いします。

〇12番(服部良一君)

幾らぐらいかかるのかというのが私もちょっと調べ損なっておりまして、しかし、大概かかっていると思います。半年以上になっていますよね。ですから、建設現場で防護ネットを張って半年も使っておるというならば、普通のビルの解体以上になっておりゃせんですか。だから、かなり金額が上がっていると思いますが、これは御本人がやっぱり払わにゃいかんということになりますよね。何かこう、この辺りもしっくりこないんですよね。もしよければそれも一考を、ちょっと考えていただいてよろしいでしょうか。

それからもう一つ、審議会の話をちょっとさせていただきましたけれども、これは市長の諮問の会議の場ですよね。ということは答申が来るわけですので、その諮問の内容次第ではその諮問に従っていくということですよね。何々について諮問しますと。ですから、伝統的建造物群の保存のために諮問しますと市長が言われたら、そのような答申が審査して返ってくる。ということは、この問題を直結で話すならば、解体に向かってというか、危険度を取り去るために諮問しますと市が言えば、その答申が返ってくるんじゃないでしょうか。いかがでしょう。担当課のほうで。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

審議会に諮問をさせていただきますけれども、諮問の方法は保存だけでの諮問ではございません。当然その中には、やむを得ぬ事情によって同様に物件の特定の解除、除去に向けた諮問をさせていただいた経緯もございますし、議員から頂きました要望書の中の③の物件に関しましては同じ案件でございまして、所有者からの特定物件の解除、除去をしたいという申出がありましたので、その旨、市長が審議会へ諮問させていただき、了解、答申をいただいて除去の決定をさせていただいておりますので、決して審議会は保存ありきではなく、解除に向けた答申、諮問もしておるところでございます。

以上です。

〇12番 (服部良一君)

それを聞きたかったんです。審議会がともすると、残す残すメンバーばっかりで構成されているのかなと。これだけ時間がかかったら、そう疑いもするんですよね。ですけれども、そういうこともあるということであるならば、今後の発展性は少し安心したというところもありますので、分かりました。

最後の質問になりますが、この御本人さんは、申請された方、そして、認可が下りた方はお父さんなんですね。それで、亡くなられてお子さんが後を、財産を頂いてあると。それは伝統的建造物としてのものは知っていたと。しかし、内容は何も知らんかったということを言ってあります。ましてや、その子どもさんも――お子さんといってもかなり年配です。ですから、当時のお父さんからいえば孫さんですけど、孫さんも心配してあるんです。もしも父が亡くなったら今度は自分たちだということで、もう今のうちに何とかせやんということで心配されてある。これはこの方だけの問題じゃなくて、これから先の問題もありますので、お答えいただきたいんですが、その受け継がれたときにどんなことをされていますか。何なりの説明がありますか。そうしないと、私はそんかつもりじゃなかという人が後の財産を受けてといったら、ちょっと問題が起きてしまったりするんじゃないですか。いかがでしょう。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

特定物件に登録する際には所有者からの同意が必要ということで、こちらの物件につきましては、制度当初の平成20年に当時の所有者の方から同意をいただいたきりでございます。その後の新しく買われた方についてのアクションは起こしておりませんが、この同意書を受け継いでいただくという行為につきましては、この伝建地区の、やはり根本をなす取組だと思っていますし、全国120を超える自治体のほうで協議会、伝建地区を持っていますので、こちらに関しましては、しっかりとそういう考えを引き継いでいきたいと思っておりますが、黒木町が伝建地区に指定して15年を超えようとしていますので、こういった案件は今後予想されるものだと思っていますので、行政としてあらかじめそういったことに対してどう取り組んだほうがいいのかどうかを、先進地でございますので、ちょっと調査させていただきながら、しっかりと取組もしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

〇12番 (服部良一君)

もう時間もございませんので、とにかくそこはしっかりと、引継ぎのときが大切と思いま すので、よろしくお願いします。

御本人が、市が気持ちを分かってくれないならもう自分は解体するということまで言ってあります。それで、解体したならば何か罰則があるんですかということですが、ちょっと私は分かりませんけどということで、罰則があっても私は甘んじて受けるから、もう周囲に迷惑かけるぐらいなら壊したいと。それで、これはもう自分の代で終わらせたい、自分の子どもとか孫にまでは引き継がせたくないということで、しかしながら、できるなら市と円満に解決を望んでいますけどということを言ってあります。これはもう最後ですので、その件に関して市長どうでしょう。

〇市長 (三田村統之君)

大変申し訳ないと思っておりますが、この件について私も詳細に具体的に把握していなかった点はお許しをいただきたいと。今、服部議員からいろいろ御質問いただいた、私ども行政から答弁をさせていただいた、そういうお話を、質疑の中で私も問題点というのが少し整理できた、こんな問題なんだなということを理解できたと思っておりますので、私自身も今後この問題についてはできるだけ早い時期に、時間はかかるかもしれませんが、できるだけ早い時期に解決をしなきゃならんだろうと思っていますので、よろしくお願いいたします。

〇12番(服部良一君)

何か非常に夜明けが見えたような答弁でしたので、今後、きれいな解決、円満な解決になるように望んでおいて、私の一般質問を終わります。

以上です。

〇議長 (角田恵一君)

12番服部良一議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0 時27分 休憩午後 1 時30分 再開

〇議長 (角田恵一君)

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

3番青木勉議員の質問を許します。

〇3番(青木 勉君)

皆さんお疲れさまです。3番青木勉です。令和5年3月定例議会、これは私の市議会議員 としての最後の質問になります。今日の一般質問については、さきに提出しておりました一 般質問通告に従いまして2件の質問を出しております。

大きい1件目は、令和3年3月に制定されました八女市国土強靱化地域計画についてです。 この国土強靱化地域計画は、国が平成26年6月、福岡県が平成28年3月に策定され、八女 市においても一昨年、令和3年に、福岡県地域計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しよ うとも市民の生命・財産を守り、迅速な復旧復興に資する強さとしなやかさを持った安全・ 安心な地域経済社会の構築に向けた市の強靱化に関する指針として策定したとなっておりま す。

また、本計画には、ハード、ソフトの両面にわたって多くの施策の推進方針が上げられていますが、今日はその中から、防災、災害対策、エネルギー、事業等に対する補助の4点について伺います。

次に、八女市立学校再編整備基本構想についてですが、皆さんも御存じのとおり、私の地元であります見崎校区において、令和2年から、忠見小、川崎小、見崎中の統廃合問題が、地元はもちろん、議会においても賛否の議論が昨年までありました。

そこで、現在進めております見崎校区小・中学校あり方検討委員会での進捗状況とこれまでの経緯を踏まえまして、今後の方向性と今後のスケジュール、それから、令和元年度に作成されております八女市立学校再編整備基本構想について質問をいたします。

あとの詳細につきましては質問席にて行いますので、執行部からの前向きな答弁を期待しておりますので、よろしくお願いします。

〇市長(三田村統之君)

3番青木勉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市国土強靱化地域計画について(令和3年3月制定)1年経過後の検証はされたかという御質問でございます。

近年の降水量及び被災状況にあったハザードマップの更新・ため池ハザードマップの作成 と危険ため池調査による事業計画と検証は行われたのかという御質問でございます。

ハザードマップの更新につきましては、福岡県の事業による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の見直しや、国が定める避難情報のガイドラインの改訂に伴い、令和4年3月に更新し、市内全ての世帯へ配布を行っております。

八女市のため池ハザードマップの作成と公表につきましては、一部を除き、令和3年度で 完了し、ホームページに掲載しているところです。

さらに、ため池劣化調査につきましては、令和3年度から令和12年度までの期間を予定しており、その結果を基に危険性の高いため池を優先的に福岡県と協議、検証を行いながら、計画的に対策工事を実施してまいります。

次に、河川や大きな被害が想定される護岸の改修・拡幅・掘削等の改修を行うとの方針が なされているが、どういう事業(対策)を考えておられるのかという御質問でございます。

河川や大きな被害が想定される護岸につきましては、用悪水路浚渫事業による堆積土砂の除去、河川維持事業及び河川改良事業による既設護岸の補強、改修などにより、河川機能の強化に努めているところです。

次に、環境負荷の低減や災害に強い地域づくりを目指して自律・分散型エネルギー設備の 導入を図る。また、地域における安定的なエネルギー供給について研究を進めるとの方針を 掲げているが、どういう事業を考えておられるのか(大型ソーラー・太陽光発電施設整備の 規制に関する条例について)でございます。

市内各地域の地域特性を生かし、エネルギーの地産地消を考えております。再生可能エネルギーの有効活用により、温室効果ガスの削減や停電時の自立電源の確保、送電時のエネルギーロスの抑制など、エネルギーの安定供給を図り、環境負荷の低減や災害に強い地域づくりを目指してまいります。

最後に、八女市国土強靱化地域計画書に記載された目標達成への事業に国・県からの補助 や交付税等への優遇措置は受けられるのかという御質問でございます。

市が実施する事業につきましては、国、県の補助金や交付金及び起債を有効に活用し、事業を進めているところです。河川や水路に関しましては、緊急浚渫推進事業債及び緊急自然 災害防止対策事業債を活用した事業推進に努めているところでございます。

次の八女市立学校再編整備基本構想について(令和元年度策定)につきましては、この後、 教育長が答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

〇教育長 (橋本吉史君)

3番青木勉議員の一般質問にお答えをいたします。

八女市立学校再編整備基本構想について(令和元年度策定)。見崎校区小・中学校あり方

検討委員会の進捗状況と今後の方向性とスケジュールについての御質問です。

見崎中校区のあり方検討委員会につきましては、本年度5月に第1回委員会を開催して以来、6回にわたって協議を重ねてまいりました。協議内容としましては、校名、校章、校歌等について検討していただきました。

今後は、令和7年4月の開校を目指し、増築分の設計等に取り組んでまいります。

次に、忠見小学校と川崎小学校の跡地利用計画についてのお尋ねです。

忠見小学校と川崎小学校の跡地利用につきましては、今後、関係課と連携しながら全庁的 に協議してまいります。

次に、八女市立学校再編整備基本構想(令和元年度策定)の改編作業は考えておられるのかとのお尋ねです。

八女市立学校再編整備基本構想の改編につきましては、当該構想の策定時と比べて学校を 取り巻く環境に大きな変化はございませんので、学校再編の基本方針、学校再編の基準等を 直ちに変更する予定はございません。

以上、御答弁申し上げます。

〇3番(青木 勉君)

今、市長、教育長のほうから回答いただきました。

まず最初に、ハザードマップ、それから、ため池ハザードマップの作成と農業ため池調査 のほうでひとつ質問をさせていただきます。

公共施設、緊急避難所までの道路で、今まで24災、それから、令和元年から3か年続けて あったと思いますけれども、通行不能になった場所、また、そういう相談の電話等があった のか。

それから、私、地元の方から聞いておりますけれども、雨で避難所、それから、市役所に 行けなかったという声で、アンダーパス、道路冠水による通行不能箇所があったと思います が、それは八女市としては把握されているのかをまずはお尋ねします。

〇防災安全課長(毛利昭夫君)

お答えいたします。

これまで豪雨により公共施設や避難所までの道路が冠水により一部通行不能となった場所はあったと認識をしておるところでございます。

また、そのようなときに道路の状況などについて市民の方から問合せ等も行われたと認識 をしておるところでございます。

〇3番(青木 勉君)

今の答弁で電話等ありましたということもありますけれども、八女市道路冠水注意マップというものが作られて、私はこれを確認させていただきました。実際ございます。それも

ホームページに掲載されていますけれども、このマップを見て気づいたんですけれども、確かにありますけれども、一つの図面として見るときに、小さい区域、ちょっと言うなら図面の区域ですね、区域が何枚もあって、どこに行くのも一つの図面で見られないと私は感じます。それと、印刷した場合にぼけたり、線が粗くなったりしています。そういうことで見にくいということを私は感じていますので、そこら辺の構成なりを変えていただいて、市民の皆さん、それから、極端に言うなら、ほかの方が見られて、よりよいマップのほうにしていただけないかなと感じています。

それで一つ、久留米市の同じ道路冠水マップを私は調べてみたんですけれども、久留米市 は校区の区域、それから、道路の避難経路、そして、図面もやはり鮮明にされてぴしゃっと した印刷製本で市のほうに置いてあるということになっています。

それで、そういう形で今後八女市のほうで取り組んでいただけないだろうかということで 質問させてもらっていますので、よろしくお願いします。

〇防災安全課長 (毛利昭夫君)

お答えいたします。

八女市道路冠水注意マップは、平成24年九州北部豪雨以降の冠水実績を基に、令和3年度 に作成しておるものであり、水深約10センチメートル以上冠水するおそれがある道路を青色 で表示するとともに避難所を記載しているものでございます。

この道路冠水注意マップはもともと市が所有しております2500分の1の図面を基に作成しておるために、避難される際に使用されるとなると、青木議員がおっしゃいましたように、1枚ごとの範囲が狭く、必ずしも鮮明とは言えない地図になっておると思っているところでございます。また、久留米市の道路冠水マップは私もホームページで拝見をいたしましたが、分かりやすい地図となっております。

現在、本市では自宅からの避難経路につきましては全世帯に配布しておりますハザードマップで確認していただくように周知を行っております。平常時にこの道路冠水注意マップを活用し、冠水する箇所を確認された上でハザードマップにより避難経路等について御家族で話し合い、災害時に備えていただくようにお願いをしてきておるところでございます。

今後も災害対応としましてこのハザードマップを活用していただくことは大原則となりますが、防災安全課が本定例会に上程させていただいております令和5年度当初予算の新規事業、情報共有電子地図構築業務におきまして情報共有マッピングシステムを導入して、これまでの道路冠水の実績、それから、土砂災害の発生により通行不能となった道路などにつきまして、市民の皆様へ地図上で情報提供ができるように今現在考えておるところでございます。

以上でございます。

〇3番(青木 勉君)

ありがとうございました。実際そういうことで予算化をしていただいているということで 安心しました。

続きまして、農業ため池のことで質問をさせていただきます。

農業ため池で、先ほどから言いましたように、令和元年から令和3年まで連続で雨が降っておりますけれども、相当な雨量だったと思います。それから、農業ため池はマップも作ってあって、たしか調査も行ってあると思っております。その中で、雨で実際危ないということで地元からの連絡があったのか。

それと、ため池の位置については下流が住宅区域とかもございます。そういうことで決壊のおそれ等もあるかもしれませんが、そういうことで連絡があったのか。

それと、私が知り合いの方からため池のひび割れとか漏水箇所があるというため池も実際 私は聞いておりますので、そういう関係でちょっと怖いんですけどという連絡がもしあった なら教えていただきたいと思います。

〇第一整備室長(木村 孝君)

お答えします。

ため池の堤体被害、堤体からの漏水、それから、堤体を越流したという報告が数件ありました。報告を受け、応急工事により対策を行いました。現在、低水位管理等の対策を地元のほうで取っていただいております。

あと、下流域への影響は出てございませんので、御報告します。 以上です。

〇3番(青木 勉君)

今下流域の被害とかはあっていないということで安心しておりますけれども、実際、ため 池調査がやられておると思いますけれども、これは全ため池を終わっているのか。それと、 もし改修するようなため池があった場合に、その補助率と事業主体はどうなっているのかを お尋ねします。よろしくお願いします。

〇第一整備室長(木村 孝君)

お答えします。

現在、防災重点ため池は90か所ございます。現在は目視による劣化調査を30か所完了して おり、現在、改修工事を行っているのはそのうち3か所でございます。

また、事業主体は福岡県のほうで行っていて、補助率は国55%、県30%、市15%です。

今後も劣化調査を進め、危険性の高いため池を優先的に対策事業を実施していきたいと考えております。

〇3番(青木 勉君)

分かりました。

それでは、次の河川と被害についての質問に行きます。

まず、地域の実情に応じた効果的な浸水対策、手法を検討の上、決定し、雨水排除のための河川改修事業を関係機関と連携して事業実施となっております。

そこで、市独自の対策はあるのか、また、現在、行われている事業や計画している事業が あるのかをお尋ねします。

〇第一整備室長(木村 孝君)

お答えします。

市が行っている対策としましては、先ほど市長答弁にもありましたように、河川のしゅん せつ、維持・改良事業による河川機能の強化がございます。

また、市独自の対策としまして、浸水被害の軽減を目的とした宅間田川流域の治水事業に着手し、調整池の整備に取り組んでいるところでございます。

以上です。

〇3番(青木 勉君)

続いて、浸水対策の手法で河川断面積が堆積土等により狭くなっている河川、水路が数多く見られますけれども、実際、市のほうでこういう河川がどれくらいあるのか、それから、 堆積面積、立米でもいいですけれども、どのくらいあるのか、また、事業費がどのくらいに なるのか、もし分かればお知らせ願いたいと思います。

〇第一整備室長(木村 孝君)

お答えします。

河川浚渫事業で令和4年度は24河川、約5キロ、約3,500立米のしゅんせつを行っています。また、事業費は概算40,000千円でございます。

以上です。

〇3番(青木 勉君)

ありがとうございます。今、箇所数、それから、立米数、金額40,000千円ということで回答いただきました。

そこで、ここで通告書に上げておりますいろんな事業、私は土木関係のことでお聞きしておりますけれども、その中で大きい工事については、要件次第では、国、県補助がいただけると思っています。

それで、その国、県の補助の要件を満たさない、さっき言った、極端に言うなら、しゅんせつ工事も恐らくないだろうと思います。そういうしゅんせつ工事とか小規模改良工事等の工事をした場合の補助、それから、交付税、そういう算定措置等が実際あるのかということとをお尋ねします。

実はこの問題は特にしゅんせつの場合のことにつきましては、昨年行われました市民と議会の懇談会において、防災のための堆積土取り除きをぜひお願いしたいという意見が出ています。そういうことを踏まえまして、今回この質問をさせていただいております。

それで、この国土強靱化地域計画の事業推進は多くの事業が実際あっています。そういうことで、その金額も大変な金額になっておりましょうし、数も相当なものになっております。これを遂行していくには大変な労力と日にちがかかると思いますけれども、今後これを推進していく上での考えといいますか、事業推進の取組についての考えを、もしできたら松尾副市長に対策について伺えたら。よろしくお願いします。

〇副市長(松尾一秋君)

私も緊急性がある現場のほうには地元の方と一緒に視察に行ったり、対策について協議を してまいりました。非常に生活に密着した案件でございますので、財政問題はありますけれ ども、しっかりと国、県等に要望しながら事業を進めてまいりたいと思っていますので、こ れからも御協力等お願いしたいと思っております。

以上でございます。

〇3番(青木 勉君)

ありがとうございます。そういうことで、それこそこの計画の推進をぜひよろしくお願い したいと思います。

続きまして、環境負荷の低減、エネルギー問題について出しておりますけれども、その問題について入っていきます。

先ほど市長答弁の中で再生可能エネルギーの有効活用、自立電源の確保ということが述べられましたけれども、確かに防災力向上のための再生可能エネルギーの利活用は有効な事業であると思います。

その一方で、大規模な太陽光発電設備設置による地域トラブルの話も耳にしております。 今後、円滑な事業推進のためにも一定の規則などが必要ではないだろうかということでこの 質問をさせてもらっております。

まず最初に、地元から実際私のところに相談ということでいらっしゃった方がありました。 詳しい地図、それから、資料を持ってこられて、ちょっと相談ですけれどもということで来 られましたので、その方のことを中心にしながらお話をさせていただきたいと思います。

まず、その前に確認をさせていただきますが、山内の犬尾城と長野にある福南産業廃棄物 処理施設の間に計画されているメガソーラー施設設置計画があるということを御存じかどう かをお尋ねしたいと思います。

〇環境課長(石橋信輝君)

お答えさせていただきます。

当該地区におきまして大規模な太陽光発電の事業計画があるということにつきましては存 じております。

〇3番(青木 勉君)

御存じということなので、話は大体分かると思いますけれども、実際、私のところに来られて、それこそ書類がかなりありましたので、それを理解するために私もかなり勉強させていただきました。

それで、その方の話を紹介していきたいと思いますけれども、川崎校区内にメガソーラー施設を造る計画である業者の方が見えられて、用地の確保に必要な図面を見ながら地権者調べをしているので協力をお願いしたいということで来られたそうです。そのときに見せられた計画図面で面積の大きさに大変驚いたということで、その中で自分で全国で実施されているいろな問題になっている資料を集められ、多くの課題があるということが自分で分かったという相談に来られました。

その中で大きく7点自分で危惧している部分を話されました。それを御紹介したいと思いますけれども、1番目に、豪雨時の河川の氾濫の危険性。現在、土地買収が計画されている土地が全て伐採された場合、大量の泥水が、地名も書いてあります、祇園町、西上町、東上町、長野地区に流れ込むことが考えられる。

2番目に、豪雨時の土石流の危険性。計画予定地の一部は長谷という名前からも分かるように、水で削られ扇状地の地形にできた谷である。九州北部豪雨の際は長野と山内の間のバルビゾンの道に業者の盛土が原因の山崩れが起こり一時不能となった。

3番目に、危険な開発の多発と住民の反対運動の増加。

4番目に、被害発生時の法的責任ということで、森林法に抵触しないぎりぎりの範囲を 別々の会社が開発、最終的には大規模なメガソーラーとなり、土石流の被害が起こっても現 在の所有者は行っていないので、法的責任は問えない可能性がある。これについては、買っ たはいいが、できなかったということで転売の危険性も述べられておりました。

5番目に、台風等の災害による被害と危険性。計画予定地は、平成3年の17号、19号の台 風が、佐賀、長崎方面から上陸すれば、強風を受ける場所である。

6番目に、使用済みパネルの廃棄と処分の問題。日立関係の会社でソーラーパネル開発に 関わっている方から、太陽光パネルは完全なリサイクル技術が確立していない。

それから最後ですけれども、メガソーラーの問題に対する自治体での条例制定の必要性。 この7点を私のほうに、まだ長い文書であるんですけれども、要約しますと、こういう形 で挙げてありました。

以上7点が地元の方から私がもらった資料に書かれたものを抜粋して紹介しました。

まず、この文面で最後の7番目の自治体での条例制定の必要性をぜひお願いしたいという

意見で、実際、反対ではないと。反対ではないけれども、設置する場合の規則が必要だとの意見であると、私はそう理解をしております。実際、私もエネルギーの推進は、現在は必要だと思います。しかし、全国的に発生しているトラブルを耳にしますと、推進を図りながらも設置に対しては八女市としても配慮が必要になってくるのではないかと思っております。

そこで、幾つかお尋ねをしたいと思います。

現在までに太陽光発電箇所で土砂災害による被害報告が市のほうへ上がっていないかどう かをまずお聞かせ願いたいと思います。

〇環境課長(石橋信輝君)

お答えいたします。

現在、庁内で再生可能エネルギーの事業につきまして一番多く取り扱っているのは我々環境課かなと思いまして、推進事業に関して主に取りまとめ等を行っております。そういった中、再生可能エネルギーに関する情報というのは環境課に集まりやすい状況にあると思っておりますが、現時点におきまして課のほうに被害が発生したという報告は届いておりません。以上です。

〇3番(青木 勉君)

ないということであればよかったと思います。

そこで、市長の答弁に地域特性に応じた再生可能エネルギーの有効活用による地産地消を 推進という趣旨の回答をいただきましたけれども、よかったら、もう少し詳しい説明をお願 いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇環境課長(石橋信輝君)

お答えいたします。

もうちょっと具体的なお話をいたしますと、本市におきましては広大な面積を有し、平たん部から山間部に至るまで、それぞれの地域に特徴があると思います。各地域のそういった地理的な特徴も含めてですけれども、そこに存在します多様な地域資源を活用して、地域の課題解決とか、住民生活の質の向上を図るとか、こういったところに再生可能エネルギーの導入が推進されていくことを環境課としては想定いたしております。

防災関連でいいますならば、例えば、防災拠点施設とか避難所、こういったところに太陽 光発電とか蓄電池を導入することで停電時の電力を確保するといったところに事業が進めら れることを考えており、関係部署と当然これは協議していかなきゃいけませんけれども、そ ういったところを描いておるところです。

また、防災以外でも産業とか観光とか、非常に多様な分野で今後再生可能エネルギーや蓄電池とかといったものの導入推進を図りながら、エネルギーが八女市内で自給自足できるような、そういったことによって地域活性化とか地域経済に結びつくような流れが今後生まれ

てくるように環境課としては努めてまいりたいと考えている状況です。 以上です。

〇3番(青木 勉君)

今詳しい内容をお聞かせいただきましたけれども、実際、再エネの推進の成果として、今 出ました地域活性化に結びつくということは必要なことだと思います。しかし、ほかの地方 公共団体の話でもありますように、山間部に整備された太陽光発電設備が原因と見られる土 砂災害や水質汚濁の問題も発生しております。特に下流域に居住エリアがあるような場所で は深刻な問題となり、目指すべき地域活性化の足かせになるということも否めません。これ は新聞等にもいろいろ出ていますので、それは皆さんも御存じだと思います。

本市では今のところ特段の被害報告はないということで聞きましたが、全国では実際結構トラブルが発生しております。その対応として、規制を設けたり、地域との調和を図ることを目的とした条例を制定する地方公共団体も実際、九州内にもあります。団体も現在増えております。

そういう関係で、自然環境の理解を得ながら、再エネ設備の位置を進めるべきだと思いますが、条例の制定についての考えを最後にお聞かせ願えたらと思います。よろしくお願いします。

〇環境課長(石橋信輝君)

お答えします。

今、議員がおっしゃいましたように、全国各地で規制に関するような条例を制定する自治体が増えてきているということについては認識をいたしております。これは太陽光発電設備に限ったことではないと思いますけれども、様々な開発行為には関係法令があって、それに基づく規制があって、それを遵守するのは当然のことだと思っております。

ただ、昨今、今御指摘があったような大型の太陽光発電設備とかの事業計画において地域 とのコミュニケーションが不足しているとか環境配慮が足りないとか、こういったことでト ラブルがあっているというのは環境省のほうでも認識しておりまして、今後、対応の強化を 図っていく必要があるということでございます。

また、設置のときだけじゃなくて、その太陽光発電を整備後の管理運営ですとか、今後発生するであろう発電機能が終わって処分するという話になったときに出てくるリサイクルの課題ですとか、こういったところも併せて今国のほうでまた細かな検討とかも進められておりますので、市といたしましては、今後、そういう国との連携とか、県も含めてですが、そういったところをしっかり強化して情報収集含めて今後対応を検討していかなければいけないと思っております。

しかし、条例の必要性とか制定につきましては、今お伺いする話でいくと、なかなか環境

行政だけで整理はしきれない分野かなと思いますので、今後、条例のそういった先行している地域とかの研究ですとか、あとは中身の検討といったものを庁内で協議していく必要があるのかなと考えております。

以上です。

〇3番(青木 勉君)

ありがとうございました。

時間もありますので、最後に、私から一つ要望といいますか、来られた方のこともありま すので、要望ということでお伝えしたいと思います。

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入においては、様々な分野における調整が必要であることは今の答弁とかで分かりました。地域の一定の理解を得る上では、推進の在り方や規則等に対する理解も必要になると思います。そのためには関係機関との先ほど申されました連携や調整を図ることのできる体制が必要だと思っております。

そこで、円滑な推進のためにも規制といいますか、ルールといいますか、地域との調和を図りながら進めていくことが重要ではないかと考えております。福岡県においてはエネルギー政策の専門的な部署もあると聞いております。市役所の中にも専門的な部署が必要ではないかなと私一人が思っておりますけれども、また、災害時の長期停電等を体験した八女市の防災力向上は地域課題の一つであるとも思っております。そこに再エネの活用は有効だと思います。大規模な太陽光発電設置や管理運営においても各種規制法の遵守に係る啓発強化を図ったり、地域の環境の保全や活性化への寄与が事業計画等に示されれば、地域の理解を得られやすいのではないかと私も考えております。

今後もくれぐれも土砂災害等が発生して本末転倒の結果にならないようにはぜひしてほしいということと、八女市としては担当の調整を今からでも行っていただきながら、国、県への要望の強化を進めていただくということを切に私から要望して、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、時間も大分たちましたけれども、八女市立学校再編基本構想についてという ことで、答弁の中にもあり方検討委員会の開設とか、あり方検討委員会での現在までの実績 とかはお話しされていました。

そこでまず、実はこの見崎校区の前の新しい学校づくり推進協議会から見崎校区小・中あり方検討委員会までがかなりの時間を要しています。これは令和元年の12月12日に川崎小学校の保護者会への説明会が最初にあっています。そして、同年の12月15日に川崎校区区長会、それから、翌年の5月に忠見校区の区長会の学校再編説明会、それから、先ほど言いましたように、見崎校区の学校づくり推進協議会、そういうものを踏まえた中で、特に川崎校区ですけれども、賛成、反対ということで結構時間を要したということがあっています。その協

議会の中で実際ある程度の結論は出すということで、地域協議会の中で、忠見校区、川崎校 区で地域懇談会を開催したらどうかということで開催をしております。

そこで、忠見校区についてはほとんど反対意見は出ませんでした。逆に校舎はどこにできるのとか、いつするのとか、そういうことばっかりで反対の意見は出なかったと出席者の方からは聞いています。それから、その後、3月15日には川崎校区の地域懇談会が開催されて、実は川崎校区のほうで逆に賛成、反対の意見が出ました。その中で出ましたけれども、最終的には子どものことを第一に考える、私が聞いていた中で一番言われたのは、現役の40代か50代の男性と女性の先生だったと思いますけれども、自分は両方の学校で経験をしましたと、そして、メリット、デメリットを考えると、やはり統合をしたがいいんじゃないですかという意見が最後のほうに出ました。

そういうことで、最終的には協議会では義務教育学校を推進していくという決定をなされて、現在のあり方検討委員会というのが発足をされております。

答弁にございましたように、実際6回、あり方検討委員会は私が一応委員長をさせていただいています。今出ておりますようないろいろな項目が議題であっておりますけれども、その中で実際決まっておるのが、忠見小学校、川崎小学校、見崎中学校の3校による義務教育学校をつくる。それから、校名は、これはアンケートまで取っています、忠見、川崎、両方ですね。いろいろなことでアンケートも出ましたけれども、最終的にはみさき学園ということになっています。それから、施設場所は見崎中学校付近ということで、今、予算で用地のほうはお願いして進めておられますけれども、見崎中学校付近で増築、新設とする。大きな理由は、一つは、はっきり言って川崎小学校と忠見小学校、見崎中学校のどこが一番いいのかなと3つにはなりましたけれども、最終的に判断したのは、川崎小学校は裏の山が地滑り区域、それと、忠見小学校については24災のときにグラウンドが浸水した、そういう条件があるので、見崎中学校のところしかないんじゃないかということで、委員は22名いますけれども、全員その考えで決定したといういきさつがございます。それから、校章も大体決まりましたし、校歌についても今の校歌を使って、中学校を学園にするとか、そう大体決めています。

そういうことで、以上、大まかな経過と決定事項ですけれども、今、今後の課題として 残っているのが、歴史資料等の保存及び行事等の継承に関すること、それから、通学方法等 の検討基準ということが、現在残って今あり方検討委員会のほうで協議をしております。

そこで、2点残っておりますけれども、実はこれの事務的作業がほとんどでございます。 そういう観点から、それは今後、あり方検討委員会じゃなくて、事務的なことですので、そ ういう方向で進めていただけたらなと思っています。そのほうが逆に開校に少しでもつなげ ていけるのかなという考えを持っています。 それから、通学方法については特に子どもさんの問題でございますので、父兄さんと小学校の方たち、両方ありますので、その方たちのほうが現状はよく分かってあるということもございますので、そちらの協議を進めていただきたいと、この検討委員会の中ではそういう判断をしております。

委員会としてはそういう判断をしておりますけれども、現在のところで、そういうことを 踏まえまして、教育委員会ではどういう考えを持っておられるのか、まず、お尋ねしたいと 思います。

〇学校教育課長(郷田純一君)

では、お答えいたします。

青木議員におかれましては御尽力これまでいただきましてありがとうございます。このあり方検討委員会の中でも、議員も同席されておったので御記憶があられるかと思いますけれども、具体的な通学方法に関する御要望というのを我々賜っております。話を伺っていますけれども、我々は我々の学校再編整備基本構想の中に一応の基準を持っております。ただ、子どもさんたち一人一人のケースごとに、その環境、交通安全状況等、様々でございますので、一つ一つ丁寧に考えていかないといけない、通学方法を決定していかなければいけないと思っておりますので、今後、学校、そして、当該保護者の皆様、PTAの皆様、そして、予算面で考えていかなくちゃいけない教育委員会も含めまして丁寧に協議をさせていただいて、話を進めてまいりたいと思っております。

〇3番(青木 勉君)

今十分協議をするということでしたので、そういう形で進めていってもらいたいと思って います。

それで、今途中と言いましたけれども、検討委員会も最終段階に入っております。そういうことで、その協議、会議をする中でいろいろな要望といいますか、委員からの要望も出ています。それで一応6点ほど私のほうでまとめましたので、その要望を列記して述べさせていただきたいと思います。

1番目に、見崎校区小・中学校あり方検討委員会で協議した中で、見崎校区における義務 教育学校のメリットとして今まで会議の中で挙げられておりましたクラス替えのできる学級 を目指していただきたい。それと、教育の質が向上する中学校教員による小学校高学年の教 科担任制を実現し、学力向上につながるような教育の実現を目指してもらいたい。

それから2番目に、3校統合をきっかけとした、忠見校区、川崎校区で別々に行われていた伝統行事、イベントの共同開催をすることで見崎地区の地域づくりへの試金石につなげていけるような学校にしてもらいたい。

それから、今後は児童数や生徒数が増えるようなモデルとなるような学校を目指してもら

いたい。

それから4番目に、学童保育教室についても、今別々になっておりますけれども、義務教育学校付近での実施をぜひお願いしたい。

それから5番目に、体育の授業や夏の水泳の授業についても、今までできなかったような 地域特性のある授業にしてもらいたい。

それから最後6番目ですけれども、先ほど言いました通学道路の整備と安全に配慮した通 学方法をぜひ検討してもらいたい。

以上6項目があり方検討委員会に入った中で皆さん方の意見を聞きながら私がまとめたと ころの要望でございます。これの前向きな検討を学校教育課のほうでもお願いしたい。もし 答弁ができたら、そういうことでお願いします。

〇学校教育課長(郷田純一君)

お答えいたします。

先ほどの御要望の中で幾つか委員会としての考え、方向性なりを発言させていただきます。 1つは学力向上策をという御要望でございます。

小学校2校と中学校1校が一緒になるということを踏まえまして、一番我々が考えておりますのは、中学校の教科専門の教員による小学校への乗り入れ授業、また、TT授業、一緒にやっていく授業、そういうものにつきましては積極的に推進をしていきたいと思っております。

令和7年度の開校を目指して今やっておるわけですけれども、今現在、たまたまでしょうけれども、近くに3校ともございますもんですから、前倒して令和5年、令和6年におきましても可能な範囲でそういった乗り入れ授業であるとか合同の授業であるとか、そういうものについて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、行事等の合同開催、これはあり方検討委員会、地域の話合いの場でも常に御要望を その時点からいただいておるところであります。地域の皆さんの願いもそこにあると我々受 け止めておりますもんですから、既に新聞等でも報道があっておりますけれども、川崎校区 の伝統行事であります童男山ふすべにつきましては、川崎小学校、そして、忠見小学校、一 緒に引き継いでいくという方向で今年度やっておるところであります。今後それに関連する 教科領域のカリキュラム等も整備してまいりたいと思っておるところであります。

また、合同授業におきましても、既にふすべ関連でもそうなんですけれども、総合的な学習の時間をはじめ、一部で合同授業はもう既に始めております。これも積極的に進めてまいりたいと思っています。

また、議員が先ほど触れていただきました水泳授業におきましては、本定例会におきまして予算も計上させていただいておりますけれども、それをかなえることができましたならば、

早速、次年度からやってまいりたいと、忠見小学校と川崎小学校の子どもたちが一緒に水泳 の授業をやるということも進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上です。

〇3番(青木 勉君)

ありがとうございました。かなり前向きにしていただいて喜んでおります。

それから、逆に跡地利用の問題も出しておりましたけれども、これは最終的にはほかの空き施設とかもいっぱいございますので、その分については担当されるところで十分地元との協議をしていただいて、その中で検討をしていっていただきたいと思っております。

それから、最後ですけれども、これは八女市の再編整備基本構想でございますけれども、 実は今度の川崎との問題で結構私も勉強させていただきました。その中で今回3校による統合をして義務教育学校設立を見崎校区で進めてきましたけれども、忠見校区、川崎校区の最初の説明から、先ほどから言っておりますように、見崎校区における新しい学校づくり推進協議会が立ち上がるまでに9か月を要しております。また、見崎校区における新しい学校づくり推進協議会が令和2年の9月3日にスタートし、会議を9回開催しております。この時期が約1年7か月を要しております。それから、川崎校区での統合への賛否の議論があって、アンケート調査も4回、皆さん御存じだと思いますけれども、川崎小学校存続に関する請願書も実はこの市議会でも出ております。採決まで実施されたということは、皆さんも、はっきり言ってあり方検討委員会の方たちも知っておられます。このことは事務局はもちろんですけれども、御承知であると思いますので、詳細については述べませんけれども、そうしている間に、実は川崎小学校は複式学級が2つ、それから、3つになる可能性が出てきております。そして、現在、令和4年の5月26日のあり方検討委員会を開催して、先ほどから言っておりますとおり進んできております。

ですから、トータルすると、やはり3年6か月実際かかっております。それだけ地域としては重要な問題だと私も認識を改めてさせられております。

そこで、最近新聞で、柳川市の再編協議会が開催されたとか、久留米市の小規模化対応方針案を市議会の教育民生常任委員会に報告したとか、そういう文面が出ております。そういうことがあってこの質問の内容を出したわけですけれども、それで、久留米市のホームページで調べさせていただきましたけれども、久留米市では平成30年4月に市立小学校の小規模化対応方針が策定されております。この方針の中で、今回、見崎校区で議論となった小規模特認校の活用が方策の一つとして上げられています。また、通学区域の変更、この2つが上げられておりました。そして、それを受けて久留米市では、小規模特認校を平成25年及び平成26年度の2回、計3校に入学、転入する児童の募集を行ったと。それで、1校は複式学級を回避できた。しかし、2校においては複式学級の解消にならなかった。

この結果を踏まえまして、本制度の導入によって一つの方向性をまとめてあります。一時的に特定の学年のみに複式学級が発生する小学校を適切に選定すること。また一方で、著しく児童数が減少している学校、長期にわたって学校全体で複式学級が固定化しており、かつ児童数の推計においてその解消が見込めない小学校、または今後児童数の推計において複式学級が発生し、さらに拡大、固定化する見込みの小学校においては、小規模特認校制度では複式学級の回避、解消が極めて困難であるだけではなく、校区外の児童数の増加に伴い、保護者、地域と連携した学校づくりにも影響を与える懸念があることから、長期的、抜本的な小規模化対応の方策としては有効ではないという結論づけで終わっております。

これを踏まえますと、他市町村においても、人口減とか、同様、児童生徒数の減少は問題に上がっているなということで分かると思います。

したがいまして、八女市でも、多いところもあると思いますけれども、小規模の学校がかなりある、特に東部にあると思いますけれども、そういう形で実際大きな課題として八女市には残ってくるのかと。旧八女市では私のところが一番だったと思いますけれども、そういうことでこの問題を踏まえて私もかなり勉強させていただきました。

そういうことを踏まえまして考えていましたので、この問題で八女市としても、基本構想 じゃなくても、久留米市みたいに小規模の対策方針みたいなものをつくられる可能性がある のかなということで最後の質問でですね。これはよかったら橋本教育長に最後にお答えいた だいて終わりたいと思いますけど、よろしくお願いします。

〇教育長 (橋本吉史君)

お答えをいたします。

まず最初に、先ほど課長が申しましたけれども、この1年間、議員にはあり方検討委員会 の委員長として様々な検討事項の取りまとめに御尽力をいただいたことに感謝を申し上げた いと思います。

学校統廃合というのは、今回も感じたことなんですけれども、かなりエネルギーが要るといいますか、難しい問題。我々も自分の学校がなくなるというのはとても寂しいことで、地域から火が消える。それも十分に分かります。

ただ、やはり学校の子どもたちの学習環境の確保といいますか、これが一番だろうと思います。それを一丁目一番地として考えながら、この統廃合を進めていく。その途中には反対も当然あると思います。最初から賛成される方はいらっしゃらないと思いますので、熟議を重ねた上で、反対だけれども、仕方がないというところで納得していっていただけるような学校の統廃合、これから再編を行っていきたいなと思っております。

先ほど言われましたように、八女市も中山間地を中心に小さな学校はたくさんございます。 そういったところもこれから徐々に、子どもたちの人口推計を見てみますと、かなり減って いくところもございますので、そういったものを考慮に入れながら、基本的には学校再編整備基本構想の学校再編の基本方針と学校再編の基準、これを明記しておりますので、これに沿ってやっていきたいと思っています。

それともう一つ、他地域と違うのは、トップダウンではなくて、この基本構想を基に我々も再編の計画といいますか、構想は立てております。しかし、できれば、できるだけボトムアップで地域の方々の納得といいますか、理解といいますか、これはとても大切にしたいと思っておりますので、ボトムアップの形で八女市の場合はこの学校再編をしていきたいと考えているところです。

以上、御答弁申し上げます。

〇3番(青木 勉君)

ありがとうございました。

時間もなくなりましたので、最後に、見崎校区小・中学校あり方検討委員会の要望と現在 の忠見小、川崎小、見崎中学校の児童生徒のために早期に開校をお願いしまして、私からの 一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(角田恵一君)

3番青木勉議員の質問を終わります。

午後2時50分まで休憩いたします。

午後2時38分 休憩午後2時50分 再開

〇議長 (角田恵一君)

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

〇17番(森 茂生君)

17番、日本共産党の森茂生でございます。本日最後ですけれども、最後までの御清聴をよ ろしくお願いいたします。

まず、第1番目に12月議会に続きまして市営住宅についてお尋ねをいたします。

1、入居者減による共益費が増える場合の対策は。2番目、市営住宅の申込資格について。 ア 持ち家がある人は市営住宅に申込みができないのか、イ 単身者の申込資格はどうなっ ているのか、ウ 連帯保証人の規定はどうなっているのか、3番目に市営住宅の空き室解消 の対策はどうなっているのか、お尋ねします。

大きく2番目に生活保護についてお尋ねします。

1、申請の時に提出する同意書の内容はどうなっているのか、2番目に受給者証は発行しているのか、この2点について、生活保護についてはお尋ねいたします。

詳細につきましては、質問席にて質問を行います。

〇市長 (三田村統之君)

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、市営住宅についてでございます。

入居者減による共益費が増える場合の対策はという御質問でございます。

市営住宅内における浄化槽の清掃に要する経費をはじめ、共同施設の使用等に要する費用 については、条例の規定により入居者負担となっているため、今後も各市営住宅の入居者で 組織された自治会において必要な経費にかかる費用を徴収し、対応をしていただきたいと考 えております。

次に、市営住宅の申込資格についてでございます。

持家がある人は市営住宅に申し込むことはできないのか、単身者の申込資格はどうなっているのか及び連帯保証人の規定はどうなっているのかにつきましては、一括して答弁をいたします。

市営住宅の入居者資格について、まず、現に住宅に困窮していることが明らかであるとい う住宅困窮要件があるため、原則として持家の方は申し込むことができません。

また、単身入居については60歳以上の方、身体障がい者など、居住の安定を図る必要がある方などについて単身での申込みが可能です。

最後に、連帯保証人については、原則、入居者は連帯保証人の連署による請書を提出する 旨、条例において定めております。

次に、市営住宅の空き室解消の対策はという御質問でございます。

市営住宅の空き室解消の対策については、定期的に空き室の入居者募集を行うことにより、 その解消に努めていきたいと考えております。

次に、生活保護についてでございます。

申請の時に提出する同意書の内容はどうなっているのかという御質問でございます。

同意書の内容といたしましては、生活保護の決定、または実施に当たり資産の状況や健康 状態を把握するために官公署や金融機関、医療機関などから情報を提供していただく必要が あることから、それらの機関へ報告を求めることに対して同意をいただくものでございます。 受給者証は発行しているのかというお尋ねでございます。

現在、本市では生活保護の受給者証は発行しておりません。生活保護を受給されている方が医療機関を受診される際には、原則として、市の窓口で医療要否意見書をお受け取りになり医療機関に御提出いただくことになっております。今後は緊急時の受診の際に使用できるよう受給者証の発行について検討を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

〇17番 (森 茂生君)

まず、第1番目に入居者減による共益費が増える場合の対応についてを質問しますけれども、これは昨年の12月にも申し上げましたので、もう小さい数字は申し上げませんけれども、1点だけ、一つの山間部の住宅ですけれども、14件のうち5件が空き室、昨年の12月時点です。そして、3年以上空き室がそのうち3件、そして、そのときの話では1件が恐らく減るだろうと話されておりました。ですから、6件が恐らく空き室だろうと思います。それでいきますともう一件空き室が増えると7件ですので、ちょうど半分が空き室ということになります。決してこれは極端な例ではなく、一つの事例としてもう半分空き室が出るというのが目の前に迫っていると思っております。

この空き室が増えることによって共益費が増えるというのは既に執行部の皆さん方は十分 御承知と理解をしております。昨年の市民と議会の意見交換会のときにも区長さん方から出 されておりますし、先般より区長会との意見交換会においても区長さん方から強い要望が出 されております。当然、執行部にも区長さん方から度々要望が出されているものと思ってお ります。

ですから、これだけ皆さんが要求をしてありますので、私はもう少し前向きな答弁がいただけるのかなという気がしていたんですけれども、どうも今の話では条例がそうなっているから条例どおりいきますということであります。区長さん方、あるいは議会からも度々要望を出しましたけれども、どのような検討の結果、今までどおり、条例どおりやることになったのか、そこら辺の内部での話合いがどうなってこのような条例どおりにやるとなったのか、そこら辺のいきさつをまずお伺いします。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

いわゆる市営住宅の共益費に関しましては、12月議会の中でも御答弁させていただきましたとおり、公平性の観点から住民自ら共同で負担、管理していただきたいと考えておりますので、基本的には入居者負担でお願いしたいという旨、御答弁させていただいたところでございます。

その後、近隣の自治体はということでございましたので、調査をさせていただいたところです。近隣の市町村の市営住宅及び福岡県の県営住宅全てにおきまして、こちらの共益費は 入居者負担でお願いをされているという状況でございます。これが近隣の状況でございます。 市といたしまして、ただ、先ほど議員の中で、例えばということで半分になったらどうするかとかとお話がありましたけれども、その仮定での御質問についてどうするかというのは 今お答えする回答を持ち合わせておりませんけれども、やはり今後、入居者が減っていく状況になるということは市営住宅に何らかの課題といいますか、例えば、老朽化による魅力の

低下であったり、民間住宅の家賃の低下とかやっぱりそういう理由等々によって、こういった入居率が減ってくるんじゃないかと考えておりますので、そのようないろんな側面から今後は対応が必要じゃないかと考えておるところでございます。

以上です。

〇17番 (森 茂生君)

近隣ではないということですけれども、やっぱり共益費は当然入居者が払うというのは理解できるんですよ。ただ、大幅に減った場合どうなるかというのがいまだ疑問なわけです。 常識的に考えてもやっぱり納得がすんなりいくとは思わないわけです。家賃の場合は応能負担ということで収入によって決まりますけれども、この共益費は一律ということであります。 ですから、ちょっと質が違ってくるのかと思っております。

これは愛知県の高浜市というところですけれども、どういうことが起きたのかというと、 共益部分の光熱水費の滞納、浄化槽清掃の点検の未実施による法令違反、住む人間の関係悪 化など、この共益費に向かって自治会では徴収しません、市でやってください、そして、自 治会は解散というところまでなって、いわゆるその住宅はモラルハザードというんですかね、 ちょっと言えば収拾がつかないような状況になったというのが高浜市で起きているようです。 ですから、一定限度を超せば住民の間で不満がたまって、こういう自治会ではやらんばいと いうことになるかもしれませんので、そこら辺のところはぜひ慎重に考えていただきたいと 思います。

この共益費の中で一番大きいのが浄化槽の点検にかかる費用のようです。それで、そこで 思ったんですけれども、黒木の山間部には農村集落排水事業というのが3か所あります。公 共下水道を小型化したような農村集落排水事業ですけれども、ここもある意味では市営住宅 もよく似たような状況で、個々の家から汚水を一ところにためて、そこで浄化して処理する、 この汚水処理に関しては理屈的には一緒なんですよね。

そこで、農村集落排水事業がどうなっているのか、改めてお尋ねしますけれども、農村集落排水事業のですね、これはそれるかもしれませんけれども、同じ下水道ということで了解いただきたいと思います。

この農村集落排水事業の維持費、この関係は現在どのようになっているのか、お尋ねします。

〇上下水道局長(原 寿之君)

お答えいたします。

農村環境整備事業という名称じゃなくて、上下水道局で管理しております農業集落排水事業のことでよろしいでしょうか。

〇17番(森 茂生君)

すみません。ちょっと言い間違えました。

〇上下水道局長(原 寿之君)

黒木のほうに施設はございます。運営費用としましては、この使用料につきましては、公営企業として独立採算制の原則の下に運営をしているところでございます。汚水にかかる経費は利用者からの使用料で負担することとなっております。しかしながら、汚水処理に対する経費回収率、これにつきましては、本市の場合は類似団体よりも上回っている状況でございますけれども、100%を下回っている状況でございますので、その分につきましては、一般会計からの繰入金で補っている状況でございます。

以上でございます。

〇17番(森 茂生君)

公営企業として独立採算、それは分かります。そして、この中に基準内繰入金、基準外繰 入金があるかと思います。それについてちょっと説明をお願いします。

〇上下水道局長(原 寿之君)

お答えいたします。

不足分は一般会計から繰入金を入れておりますけれども、これは毎年、総務省のほうから繰り出し基準というのが示されます。それを基に基準内と基準外を計算しまして区別をしているところでございます。

以上でございます。

〇17番(森 茂生君)

基準外についてどのようになっているか、お尋ねします。基準外。

〇上下水道局長 (原 寿之君)

お答えします。

先ほど申しました総務省が定める繰り出し基準、それに沿わない部分でどうしても運営していく上で一般会計からの繰入金、使用料で賄えられない部分ですね、それを基準外ということで扱っております。

〇17番(森 茂生君)

ちょっと回りくどくなってしまいましたけれども、農業集落排水事業では原則として維持管理費は使用料で賄う、これがなかなかそうはならない。そして、ずっと人口が減っていく、そして戸数が減っていく、その中でどうしても完全に賄おうとするとだんだん使用料が高くなる。そのためにその部分に関しては一般会計から現に繰入れが行われていると理解をするわけです。ですから、これと一律に論議はできないかもしれませんけれども、現に農業集落排水事業では使用料で賄う分、そして、人口が減ったから上がる問題でもないと思います。これは大体一律に人数割、そして戸数割で計算をするわけです。ですから、人口が減る、戸

数が減る、その分、住民の方々の使用料が増えるかとはならないと思います。その分、一般会計の繰入れ、基準外繰入金が増えていくという理屈のようです。ですから、現にこうして一般会計から繰り入れて集落排水事業ではやっておりますので、一律にこれを適用せろとは言いませんけれども、そういう例があるということだけはひとつ頭に入れておいていただきたいと思います。

それから、空き室解消…… (「すみません」と呼ぶ者あり)

〇議長(角田恵一君)

ちょっと答弁をしますので。

〇上下水道局長(原 寿之君)

すみません。先ほどの分で補足をさせていただきたいと思います。

この農業集落排水事業の使用料の仕組みなんですけれども、これにつきましては、使用料の世帯割と世帯員数の2つの種類で徴収しておりますので、それによって決まっておりますので、世帯割が2,096円と世帯員割が1人477円、税抜きですけれども、これが条例のほうで定めておりますので、それによって計算をして使用料を徴収しているという状況です。

〇17番(森 茂生君)

そしたらまたお尋ねしますけれども、件数なり人数が減ればその集落の使用料が全体的に増えるものか。意味は分かりますかね。人数が減っていく戸数が減っていく、それにつれてそんなら使用料が増えていくものか、今まで一律なのか。

〇上下水道局長 (原 寿之君)

収入につきましては、定額で決まっておりますので、当然収入がその分減る形になり、人数と件数が減れば。ただ、維持管理につきましては、ある程度の一定の金額かかりますので、その分はあまり変化がないということで捉えております。

〇17番(森 茂生君)

それで早い話が集落で戸数が減る、人間が減っても使用料は変わらない、その分、一般会計からの出し分が増える、このような理解でよろしいですね。そういうことです。こういう例もあるということだけはお知らせをしておきたいと思います。

この問題は空き室が解消される、ほぼ満杯状況に持っていくならばこれは自動的に解決する問題です。ですから、条例を改正せずに今までどおりやるとするなら一日も早くこの空き室を満杯にする、満杯に近い状態にする、やっぱりそれが一番の有効な解決策だと思います。そしたら、いかにして空き室を解消するのか、その対策はどのように練られているのか、お尋ねします。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

空き室の解消につきましては、市長答弁にございましたとおり、定期的に募集を行うことにより空き室の解消に努めていきたいと考えているところでございます。今現在の数値、御紹介させていただきますと、先月末で住宅管理戸数912戸に対しまして、入居者732、入居率が80%ということになっておるところでございます。

以上です。

〇17番 (森 茂生君)

今までどおり特別変わったことはないと私は理解したんですけれども、これは今度の県議会で同居親族要件の廃止が決まっております。要するに今までは60歳以上でないと単身では入居できなかったけれども、4月1日からは60歳以下の人も単身で入居が可能になったという条例改正が出ております。これについて御存じだろうと思いますけれども、八女市ではどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

福岡県におきましては、先般の12月定例議会におきまして県営住宅の条例を改正されております。可決をされまして、今年、来年度、2か月後の4月から若者単身者でも入居できるよう改正されておりまして、具体的には今まで60歳未満の方は単身では入られなかったものを原則、緩和されてどなたでも所得条件が合えば可能となっておりまして、所得が低い単身者は年齢に関係なく入居できるような改正をなされたところでございます。これを受けまして、まず近隣の状況を調べましたところ、近隣自治体について、この入居条件、年齢条件を緩和している自治体はございません。まだ60歳以上の方ということでされておりますが、八女市におきましては、市内にも県営住宅ございますので、これを受けまして八女市としてどう取り組んでいくのかは今研究をしております。ただ、全域一斉に緩和するのか一部にするのか、これは市内には民間の賃貸住宅、アパート等もございますので、全体的な住宅の在り方を見ながら単身者の緩和については検討していきたいと考えておるところでございます。以上です。

〇17番 (森 茂生君)

実は公営住宅法が今から約10年前、平成23年に改正されて、この親族要件は廃止になっております。ですから、後は地方自治体の判断にお任せしますよということになっているわけです。ですから、県住宅もそのような一連の流れでされたんだろうと思います。ですから、私も一つの入居を増やす要件として一律に全部を皆やるとは思いませんけれども、それを積極的に取り入れてぜひこれはやっていただきたいと思っているわけです。

何といいましょうか、以前は結婚しない人はほとんどいなかったと思っております。1960 年頃は男の生涯未婚率は1.26となっています。ところが、2020年実施された生涯未婚率は実 に29.9%、3人に1人が未婚、50歳までに1回も結婚しない率です。これはあくまでも1回も結婚しない人で、生き別れといいましょうか片方が亡くなられる、あるいは離婚、これは入っていませんので、それまで入れますと40%に近い人が独身状態ではないかと言われております。実際、県議会に出された資料を見ますと、県営住宅で実に41%が1人入居だそうです。そして、申込みも30.6%が単身だそうです。こういう状況を見ますと昔の以前のように夫婦でないと駄目ですとかと言っている時代ではないと思います。

ですから、積極的に若者も収入が多いとは限りませんので、やっぱりそういうのも早急に 検討いただいて、特に山間部を中心になるかと思いますけれども、空き家、空き室を減らす 一つの方策としてぜひ早急に検討いただくようお願いをしておきます。

それから、この前も申し上げましたとおり、持家のある人は駄目となっております。原則 駄目ですよとなっております。以前も申し上げましたように、星野でも持家のある人が入居 しようとしたら駄目だったと。私のところにもつい最近ですけれども、75歳になる方が兼松 住宅に入るのは可能かという問合せがありました。その家は100年近くなった家です。シロ アリが食ってぶあぶあになっています。日中でも電気をつけないと薄暗い状況で段差もひど くて、そういう状況です。しかし、今の時点では持家があるから駄目ですよと恐らくなるだ ろうと思っております。ですから、この持家も自己所有と家族所有というのがあるそうです。 最近になって知ったんですけれども、八女市の場合、持家は駄目と言いますけれども、具体 的にどういう定義がなされているのか、お伺いします。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

まず、市営住宅の申込資格について、公営住宅法には入居者資格の中に、現に住宅に困窮していることが明らかであることという条文がございまして、これを受けまして各自治体、近隣自治体とも原則として、持家のある方は申込みできませんという表現で入居資格の申込みのほうをしているところでございます。これは県営住宅、近隣自治体同じ条文になっているかと思います。この持家に関しましては、議員御質問いただきましたとおり、家族所有、自己所有ありますが、八女市といたしましては両方の持家ということで認識をいたしております。ただ、それをもって入居を断っているわけではございませんで、個別に相談を伺って、持家を持っていらっしゃる方でも、例えば、家庭の事情によって住宅が狭くなった、もしくは設備等、老朽化しているけど、所得が少なくて修繕できないとか、今災害の危険性があるとか環境が悪いと、そういう個別に住宅状況を聞き取りさせていただいて、法にある現に住宅に困窮していることが明らかということで判断させていただいた場合は持家があっても入居申込みのほうを受け付けしているところでございまして、こういう運用については近隣自治体、確認しましたところ同じような取扱いをしているということでございます。

以上です。

〇17番(森 茂生君)

分かりました。ホームページにどう書いてあるかといえば、持家がある人は原則駄目ですよとなっています。ですから、例え、よそではですね、もう少しやわく書いているところがいっぱいあります。原則駄目ですけれども、場合によっては入居を認める場合がありますので、お申出くださいという表現も随分見られます。ですから、ホームページで持家がある人は原則駄目ですよになれば、うちは駄目ばいなということで、その時点でシャットアウトになってしまいますので、やっぱりホームページの書き方も、もしそういうことが事実行われているのであれば、そういう書き方にぜひ替えていただきたいと思います。

持家の解釈ですけれども、この前も言いましたとおり、名義変更をすればいいですよというのがあります。例えば、山口市、防府市は持家がある人は原則として申込みはできません。ただし、持家があっても入居資格審査までに所有権移転された場合は申し込むことができます。それと、もういっちょは名義変更、売り買い、取崩しなどの持家がなくなる場合は申込みが可能となります。いわゆる本人所有の登記簿に本人名義でないならいいですよということのようです。ですから、所有権移転したらいいですよというのはそのことだろうと思います。

ですから、そういう点も踏まえて1回検討していただきたいし、この前も申し上げましたように、北海道の伊達市はたとえ持家があっても65歳以上と持家の耐用年数が30年以上経過していること、最終的には処分する方針である、そういう場合は持家があってもこの地域とこの地域とこの地域は可能ですよとなっています。浜松市においても春野、佐久間、水窪、龍山地区の市営住宅に入居を希望される方は持家があっても認められる場合がありますとわざわざと書いてあるんですよ。この地区は地図で調べましたら山間部です、もう本当に。そういうところは持家があっても認めますよということだろうと思います。ですから、ぜひ柔軟にここも対応していただきたいと思います。検討課題の中にひとつ入れていただいてやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

持家の考え方につきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、上位法には現に住宅に困窮していることが明らかであることの下にしておりますので、議員御指摘、御質問いただきましたとおり、この解釈につきましては丁寧に少し、今、実際やっていることと合うような格好でのホームページの記載であったり、こちらの分は研究をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

〇17番(森 茂生君)

よろしくお願いします。

それから、増やす方法としてもう一点提案したいのは、八女市は保証人が必要ですよね、連帯ですかね。いわゆる保証人なしには駄目ですよということになっていますけれども、この保証人を見つけることができなくて入居を断念する、あるいは申込みを断念する、そういう事実があったかどうか、お尋ねします。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

市営住宅の連帯保証人というのは滞納家賃の肩代わりであったり、入居者が不測の事態に陥ったときに緊急連絡先として必要であると考えておりまして、これまでもやはり一定の役割を果たしてきた連帯保証人制度と認識をしているところでございます。ただ、しかしながら、議員御質問いただいております昨今の入居者希望の高齢化であったり、保証人の確保が難しいということで入居が困難な方というのをお聞きいたしておりますが、八女市におきましては、そういった方については、社会福祉協議会が実施しております居住支援サービス、こちらのほうの利用を紹介させていただいて連帯保証人を確保していただいて柔軟な対応に努めておるところでございまして、連帯保証人がいないからといって窓口で断った経緯は私ここ数年、昨年と今年ではございません。

以上です。

〇17番 (森 茂生君)

柔軟な対応をしていただいているようで安心しました。国土交通省が2018年に調べたのがありますけれども、公営住宅のある1,674のうち2割に当たる366自治体が保証人を確保できずに入居を拒まれた例があるということが言われております。ですから、国土交通省のこの通知にもちゃんと来ていますよね。こうなっています、公営住宅の目的を踏まえると保証人が確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居の際に前提とすることから転換すべきと考えております。国のほうはそのように、ですから、ぜひ地方自治体も地域の実情を総合的に勘案して適当な対応をお願いしますということで、保証人抜きでも認めるようにしてくださいという、これは通知なんですよね。こういう通知御存じかどうか、お尋ねします。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

議員御指摘の通知文書は平成30年3月、国土交通省からの通知文書で公営住宅への入居に際しての取扱いということで書いてありまして、最終的に公営住宅に入居できるよう特段の配慮をお願いいたしますという通知文書は確認しているところでございます。

以上です。

〇17番(森 茂生君)

そういうことですので、保証人が見つからないから入居できなかったという、丁寧に対応していただいておりますので、それはいいんですけれども、これもホームページを見ますと保証人は必要ですよとなっていますので、もうその時点で駄目ばいなということになる可能性は出てくるわけです。ですから、この通知にもありますとおり、保証人がなくても場合によっては認める旨をやっぱり一言入れるとちょっと違うのかなという気がします。そして、この通知文の中にこういうのがあります。地方自治体が保証人の確保を求めた場合であっても住宅困窮する低所得者が公営住宅へ入居できないといった事態が生じないよう入居を希望する方の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合は保証人の免除の配慮を行い、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど、特段の配慮をお願いします。そこまで通知文に書いてあるんですよ。ですから、ホームページにもどうしても本人の努力で駄目なときは申し出てくださいという文言にすれば申込みは増えるような気がします。

そういうところも含めてホームページ、あるいは問合せがあったとき、あるいはしおりなんかも1回、もうちょっとやわくぜひ見直しをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

まずは連帯保証人の条件について、状況だけちょっと説明させていただきますと、近隣自 治体はほぼ半々に分かれております。既に保証人を取っていない自治体は大規模な市町村自 治体に多くて、福岡県、久留米市、大牟田市、小郡市、朝倉市と。保証人を八女市と同じよ うに取っているところが、筑後市、みやま市、うきは市、柳川市ということになっている状 況でございます。

それと、あとの入居されたい方に対する説明文であったりホームページ、しおりに対して は丁寧に分かりやすい表現での表記のほうを検討してまいりたいと考えておるところでござ います。

以上です。

〇17番 (森 茂生君)

よろしくお願いします。一番心配されるのは保証人がいませんので、滞納したときどこに 持っていったがいいのか分からなくなる、いわゆる住宅の収納率が下がるというのが一番懸 念されるんでしょうけれども、私もそう思っていました。ところが、国土交通省が6の自治 体、事業主体で保証人なしと保証人あり、保証人なしにしてから収納率がどうなったかとい うのをここに出していますけれども、全く一緒なんです。保証人がなくてもほぼ一緒です。 収納率は下がらないというのが数字的に出ております。これは福岡県でもそうです。平成31年3月、これは福岡県ですけれども、連帯保証人があります場合、滞納ありが3.54%になっております。保証人を免除した場合、滞納2.96%ということで、むしろ保証人がない、免除している場合が逆に滞納率は低くなっているんです。そいけん、これはたまたまでしょうけれども、全般的に見ますと保証人があってもなくても収納率はほとんど一緒と大体全国的に言われているようです。ですから、緊急の連絡先だとかいろんな問題は当然出てきます。出てきますけれども、一概に保証人を取ったから上がるという思い込みはいかがかなと思いますので、保証人がなくても丁寧に説明をし、努力で駄目な場合はぜひ認めていただくようお願いをしておきます。

それから、税を滞納している。これもまたほとんど駄目ですよね、税の滞納をしている人は八女市の場合、どうなっていますか。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

市営住宅の入居条件に税金を滞納されている方については入居をお断り、申込みを受け付けておりません。

以上です。

〇17番(森 茂生君)

これも通知なんですけれども、税を滞納している場合であっても配慮すべき場合もあると考えることから当該例示を削除している。大本の法律では公営住宅法から税の滞納をしている人はまかりならんというのを削除しているんですよ。入居の具備すべき条件は地域の実情を総合的に勘案して判断してくださいよという通知になっております。ですから、滞納しているのはまかりならんと一刀両断に切り捨てるんではなく、場合によってはですね、やっぱりそういう人たちもいろんな事情があってのことだろうと思いますので、国のほうもそういう指導をしておりますので、このこともぜひ考えていただきたいと思います。これは非常にハードルが高い問題かと思いますけれども、国のほうは既にその要件を緩和してやりなさいよという通知を出しているわけですので、そこのところもぜひ配慮していただきたいと思います。

最後に、八女市の場合、目的外使用は認めているのか認めていないのか、お尋ねします。

〇定住対策課長(高巣雅彦君)

お答えいたします。

八女市営住宅におきまして目的外使用を認めた事例はございます。例といたしましては、 火災であったり豪雨災害に被災された方、こういった方は一時的に市営住宅の目的外利用と いうことで許可を出させていただいて入居のほうをお願いしているところでございます。 以上です。

〇17番(森 茂生君)

都会のようにじゃないかもしれませんけれども、事前に連絡をしますと、許可を取りますと目的外使用も認めますよという動きになってきているようです。例えば、東京、大都市圏では学生たちの下宿ももちろん条件はありますよ、長い間空き室になっているとか、空き家で募集してもなかなか埋まらないような場合は学生さんの下宿的な使用を認めておりますし、あるいは例えば、その中で生け花教室だとかいっぱい寄って、近くにおらっしゃるからですね、そうしているところもあるようです。それと、NPO法人に空き室を管理していただいてシェアリングして何人かにその部屋を使っていただく、八女市が直接せろと言っているんじゃないですよ。NPO法人に任せて、そしてシェアリング、何人かでその部屋を分割して使うと、いろんな方法が今は空き室が増えているので、扱いやすくなっていると思います。ですから、先ほど言いますように入居が増えて空き室が少なくなるとさっき言った問題も解決するわけですので、これは早急にさっき言いましたように見直しをしていただいて、近々、もう満室になりましたと報告をいただけるようにぜひ踏ん張って頑張っていただきたいと思います。

それで、課長ばかりではあんまりですので、副市長はどちらですかね、御決意のほどをお 伺いします。

〇副市長(松﨑賢明君)

お答えします。

基本的に公営住宅の一番大本であります住宅の困窮者の方々、この方々が入居できないようにならないようにするというのを阻害しないというのは基本にあります。それをしっかり守りながら、現に空き室があるというのも議員おっしゃるとおり現実のところでありますので、その空き室の解消に向けて様々な方策が先ほどから議員おっしゃるように出てきている分もあります。県のほうの動きもあります。そういったものを見ながら空き室解消に向けてしっかり取り組んでいきたいと思います。

〇17番(森 茂生君)

市長何か言いたいことがあったらお願いします。なかったらいいんですけど。 次に行きます。

最後の質問ですけれども、生活保護についてですけれども、実は先般、生活保護の方の申込みについていってちょっと気づいたんですけれども、発言通告にもありますように同意書というのを取るわけです。金融機関とかを調べていいですよということの同意書です。そのときに気づいたのが八女市の場合、ここに資料を頂いていますけれども、二通りしなければならない。これは福岡市です。それとこれが久留米市です。この同意書を見ますと本文は全

く変わりません。下の書く部分が若干、形式が違うだけで、この本文は全く一緒です。そして、いわゆる1枚です。ですから、2回署名するより1回で大体済むのかなという気がしたんですよ。それと逆にいうとペーパーも半分で済むわけですので、福岡市、あるいは久留米市のを見てもらうと分かるように1枚でいいし、文書も極端に難しい文書を羅列しているわけではありませんので、これは事務の効率化、あるいは経費節減のためにもささいなことかもしれませんけれども、1枚で済むように事務を改善していただけないか、お尋ねします。

〇福祉課長(遠藤宏樹君)

お答えいたします。

従前の様式ではこの問合せ先に医療機関という言葉が明示されておりませんので、その辺を配慮いたしまして別に医療機関用の様式を作りましてお送りしておったところでございますけれども、御意見のとおり、保護の申請者の方には御高齢の方とか病気の方も多うございます。効率化を図るためにもここは様式を1枚に改めまして1枚の記入で済むようにいたしたいと思っております。

以上でございます。

〇17番 (森 茂生君)

ぜひそのようにお願いします。

もう一点は生活保護の受給者証の件ですけれども、まず通常の場合ですね、生活保護の方 が病院にかかる場合は通常どういう流れで進むのか、お尋ねします。

〇福祉課長 (遠藤宏樹君)

お答えいたします。

保護者の方が病院にかかる際には、一旦、市役所の福祉事務所の窓口に行っていただいて 要否意見書というのを受け取っていただきます。それを医療機関に提出して診療の可否を判 断しましてから受診という流れになっております。

以上でございます。

〇17番(森 茂生君)

通常は福祉事務所にかくかくしかじかですよ、病院にかかりますというお願いをして受診券というんですか、それを頂いて病院に進む。それはそれで分かりますけれども、問題は土曜、日曜、休日、そのとき福祉事務所は開いていませんよね、この場合どうされているのか、お尋ねします。

〇福祉課長(遠藤宏樹君)

お答えいたします。

土日の受診の際には、まず受診をしていただいて、医療機関によっては診療費をその場で 負担していただくような場合もあるようでございますけれども、翌開庁日にケースワーカー に連絡していただきまして、それから、医療機関とも調整しまして、一旦お支払いされた場合にはその部分、医療費につきましては医療機関からお戻しになると、そういった流れになっております。

以上でございます。

〇17番 (森 茂生君)

生活保護の方が一旦自費を払わなければならない事態を間接的に私聞いたんです。よその場合はどうかというと、この受給者証で代用をすることで払わなくてもいいというシステムを取っていると聞いたんです。それから、例えば、窓口で実は私は生活保護を受けていますのでと言うのは非常に抵抗があるということです。まして窓口にいっぱいいらっしゃるときはなかなかそれが口に出して言えない。それで、この受給者証があれば口で言わずにでも生活保護を受けていらっしゃる方というのが病院に分かりますので、非常に病院に行くのがスムーズにいくといったらおかしいんですけれども、抵抗なく行けるようだということを私聞きました。確かにそうだろうと思います。

それで、こう書いてあります。受給者証の例ですけれども、松浦市の場合、ちょっと手に入りましたので、受給者証に記載された対象者が急病のため、この受給者証を提示し、貴医院で受診をしたときは診療していただきますようお願いしますとなっています。診療は福祉事務所が所要の手続を行いますという文言になっています。ですから、この受給者証を持っていけば窓口で病院の方がすぐ分かるわけです。そいけん、わざわざそこで1回実費で払ったりは恐らくしなくてもいいだろうと思います。

そして、こう書いてあります。この受給者証は休日、夜間、または緊急のとき急病で初めて受診するときだけに使用してください。これは本人さんに言っているんですけれども、この受給者証を使用して受診したときは速やかに福祉事務所に連絡してください、生活保護が停止、廃止になったときは速やかに届けてくださいというごく当たり前の文言になっております。ですから、この受給者証を作るのはそう手間がかかる問題ではないと思います。ですから、ぜひこの受給者証を作っていただいて、ほぼ休日とかお役所が休みのときだけだろうと思います。ですから、そういう意味で、ぜひ受給者証を発行していただきたいと思いますけれども、調べましたところ非常に病院関係、これが高いわけです。もし分かればどれくらい、医療扶助という名目だろうと思いますけれども、全体の何割ぐらいですかね。

〇福祉課長(遠藤宏樹君)

お答えいたします。

令和3年度の扶助費でございますけれども、生活保護全体で878,000千円ほどございます。 そのうち医療扶助につきましては、510,000千円ほどということで割合としては58%、約6 割が医療扶助となっております。 以上でございます。

〇17番(森 茂生君)

58%ですかね、約6割近くがこの病院関係に使われているんですよね。生活保護の扶助費は私もびっくりしました。全国的にほぼ5割以上だと言われております。八女市の場合、若干高いようですので、これを発行することによって事務手数料も手続も私は簡素化されるだろうと思います。

それで、健康福祉部長にお尋ねします。一番のトップの責任者ですけれども、この受給者 証についてぜひ発行していただきたい、いかがでしょうか。

〇健康福祉部長(坂田智子君)

お答えいたします。

議員からの提案というか御意見のとおり、受給者証については答弁書を書いておりますと おり発行に向けての準備の検討を進めていきたいと考えております。

また、併せて令和5年度中にマイナンバーによる生活保護の方の資格確認という手続が始まるように国のほうから示されております。その費用につきましては、システム改修とかも必要になっておりますので、今回の令和5年度予算のほうにお願いをしているところですが、そうなるとマイナンバーのほうで資格確認ができると、受給者証ということではなくてもできるということもございますし、ただ、マイナンバーをお持ちでない方も当然いらっしゃいますので、そういったマイナンバーの手続、どういった方法になるのかというのがまだちょっと詳細が示されておりませんので、その状況も見ながら併せて受給者証の発行に向けての検討も一緒の時期に市民の方への周知、また、医療機関への周知等も必要となってきますので、そこをきちっと整えて始めていきたいと考えております。

〇17番(森 茂生君)

最後になりますけれども、確認します。来年度中には遅くとも発行されますか。

〇福祉課長(遠藤宏樹君)

来年度中の発行を考えております。

以上でございます。

〇17番 (森 茂生君)

終わります。

〇議長(角田恵一君)

17番森茂生議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異 議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (角田恵一君)

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れさまでした。

午後3時51分 延会